

HIROSHIMA SHOGIN DISCLOSURE

2026 ディスクロージャー誌



つながるココロ、つなげるミライ。



信用
組合

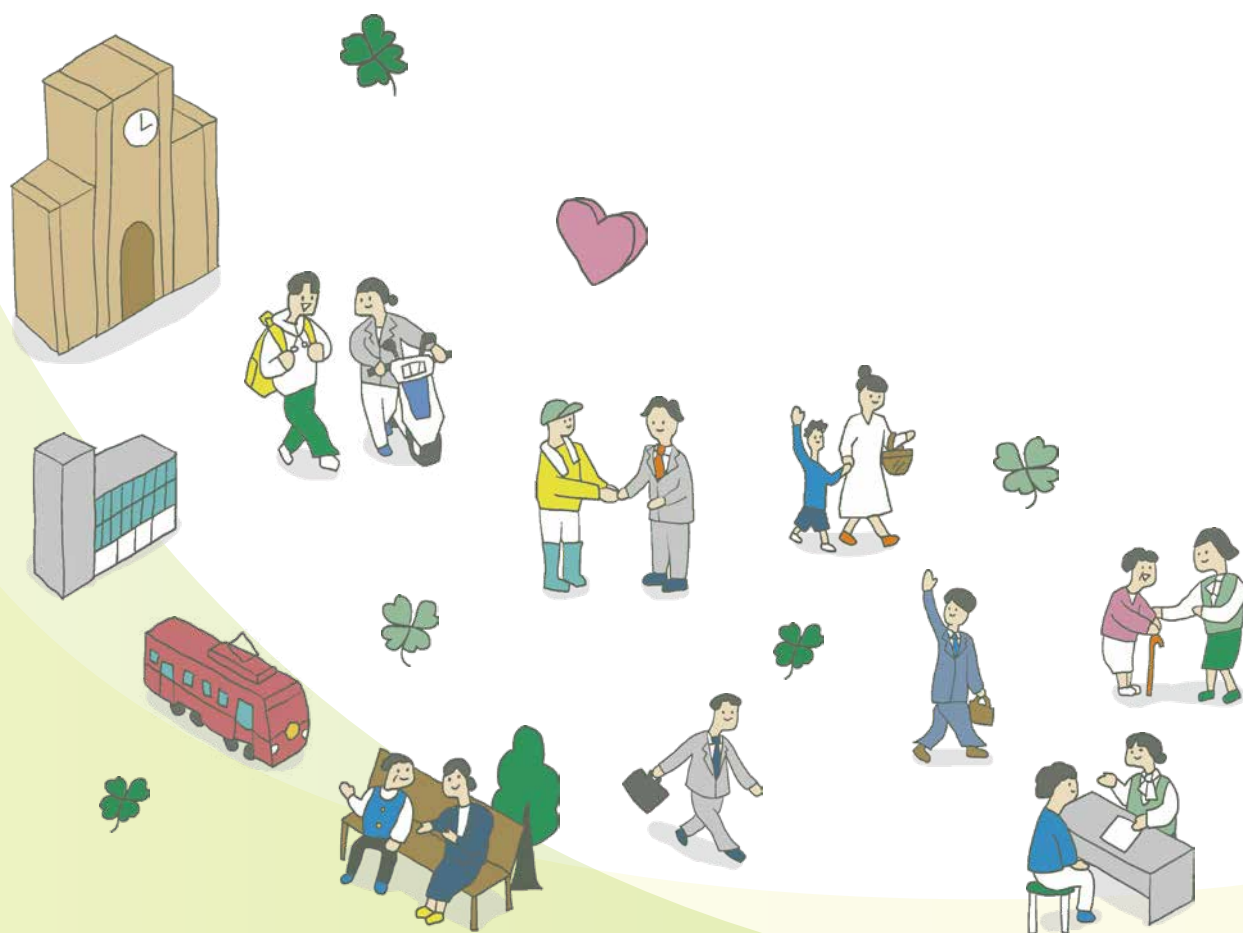
広島商銀

つながるココロ、
つなげるミライ。

私たちは、どんな時代にあっても、つながる心を大切にします。

そして、お客さま一人ひとりの夢の実現と

地域の発展につなげていきます。



目次 Index

ごあいさつ	— P3	リスク管理体制	— P31
経営理念・行動規範・当組合の概要	— P4	総代会制度	— P33
広島商銀はじまりの物語	— P5	役員等の報酬体系	— P35
当組合のあゆみ	— P6	組織図・役員一覧・組合員数・職員数	— P36
INTERVIEWS	— P7	財務諸表(貸借対照表)	— P37
業績ハイライト	— P9	財務諸表(損益計算書・剰余金処分計算書)	— P38
中期経営計画	— P11	貸借対照表・損益計算書の注記事項	— P39
地域活性化への取組状況	— P13	主な経営指標等について	— P41
「お客さま満足度アンケート」の実施結果	— P23	営業の状況(預金・融資・有価・為替・各業務)	— P42
コンプライアンス	— P25	協金法開示債権(リスク管理債権)及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	— P44
顧客保護等管理方針・ 金融商品に係る勧誘方針	— P27	自己資本の充実の状況等について	— P45
反社会的勢力に対する基本方針	— P28	主要な事業の内容(預金業務・融資業務・その他)	— P52
マネー・ローンダリング、テロ資金供与 及び拡散金融対策に係る対応方針	— P28	商品のご案内・融資のご案内	— P54
取引時確認について	— P29	インターネットバンキングのご案内	— P55
苦情処理措置及び紛争解決措置等の 内容	— P29	手数料一覧表	— P56
		支店紹介	— P57
		営業地区	— P59



TOP MESSAGE

ごあいさつ



理事長

井 上 一 哉

日頃より信用組合広島商銀に格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

令和7年度(第65期)の経営方針、業績、事業内容および活動状況等を取りまとめた「2026ディスクロージャー誌」を作成いたしました。皆さまにご高覧いただき、当組合へのご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

昨年度の国内経済は、内需の着実な拡大とIT・デジタル化の加速を背景に、緩やかな成長を続けました。一方、日本銀行は約30年ぶりの水準となる政策金利の追加引き上げを実施しました。今後も金利の上昇傾向が継続する見込みであり、金融機関のみならず、中小企業・小規模事業者における資金調達や投資判断に大きな影響を及ぼしています。さらに、人手不足の深刻化、物価の持続的上昇、デジタル化への対応など、お客さまが直面する課題はますます複雑・多様化しております。

こうした環境の中、当組合は、地域密着型金融を収益向上ビジネスモデルとする『第8次中期経営計画(2025年4月～2028年3月)』を策定し、地域経済を支える中小企業・小規模事業者への支援をはじめとする諸施策を推進してまいりました。

今後も、基本戦略である「お客さま・地域とのリレーションシップの強化」「業務改革による生産性向上と営業推進体制の強化」「職員の育成・活躍できる職場づくりによる人財基盤の構築」の三本柱を軸に、全役職員が行動規範である「信頼・挑戦・共創」を徹底し、お客さまの視点に立った真摯なサービスの提供に邁進してまいります。

役職員一同、共に力を合わせ、地域の皆さまに「信頼され、必要とされる金融機関」を目指してまいります。

何卒、引き続きご支援、ご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和8年7月

MISSION

経営理念

私たちは、設立理念である「相互扶助の精神」に基づいた良質なサービスをお届けし、お客さま一人ひとりの夢の実現と地域の発展に貢献します。

VALUES

行動規範



信頼

私たちは、常に聴く、寄り添う、理解する心で、お客さまの信頼に応えます。



挑戦

私たちは、常に自らの役割を自覚し、強い意志で、挑戦し続けます。



共創

私たちは、常にお客さま目線で考動し、共通価値の創造に努めます。

EMBLEM

社章の由来



外枠に幸運のしるしとされる四葉のクローバーを象り、組合・組合員・役職員、そして地域社会の四者の強い連携を企図しています。また、中に水の都の特色である川をあしらって、広島商銀の地域性を表しています。

当組合の概要（令和8年3月末現在）

本店所在地	広島市中区西平塚町4番12号	店舗数	11店舗
創業	昭和36年11月1日	常勤役職員数	149人
出資金	6,427百万円	営業地区	広島・山口・島根・鳥取
組合員数	31,036人		高知・愛媛・香川・徳島

広島商銀 はじまりの物語

「困った時の広島商銀」の原点—戦後の希望を繋げた、一人の決意

戦後の広島はまさに無の状態で日本国民の多くが厳しい生活を送っていました。特に在日韓国人の皆さんは、言葉や文化の違いを理由に社会の片隅に追いやられ、日々の生き抜きが精一杯の状況でした。そんな時代に、立ち上がったのが、当組合の創業者であり、初代理事長の大野建雄です。

「なんとかしなければ・・・」

その思いが、彼の足を動かしました。県内の同胞を一つ一つ訪ね歩き、一人ひとりの声に耳を傾けました。

「私が責任を持つ」その言葉を胸に、出資の協力を求め、約2年間の地道な説得の日々が続きました。金融機関という枠組みすら整っていない時代に、誰もが無理だと言った道を、彼は歩み続けました。

1961年11月1日。

その想いが形となり、信用組合広島商銀は誕生しました。資本は小さく、規模は小さくても、

「困ったときは、ここに頼れる」

そんな存在になることを、初代は誓いました。



現在とこれからの広島商銀



それから時代は変わり、金融のあり方も進化しました。

しかし、私たちの“心”はあの日と変わりません。

「最後まであきらめない」

「お客さまの立場に立って考える」

「顔が見える関係を大切にする」

この「ショーギンスタイル」は創業者の決意から、職員一人ひとりの行動へ、そして地域の信頼へと脈々と受け継がれてきました。

他の金融機関とは何が違うのか？

私たちの答えはひとつです。

「誰もが見向きもしなかった時代に、誰かのために、自ら足を運んだ、その心」

それが、広島商銀の“オンリーワン”です。

当組合のあゆみ

1960	昭和	● 36年 11月	信用組合広島商銀 設立（広島市金屋町に本店事務所を開設）	
		● 37年 11月	本店事務所を広島市銀山町へ移転	
		● 38年 6月	福山支店を開設	
		● 39年 9月	呉支店を開設	
		● 41年 1月	西支店を開設	
		● 43年 5月	海田支店を開設	
		● 47年 5月	古市支店を開設	
		● 48年 12月	本店事務所を広島市中区西平塚町へ移転	
		● 54年 3月	メイプルひろしま オンライン稼働	
		● 55年 5月	西支店を広島市西区都町へ移転、土橋出張所を開設	
1970		● 59年 5月	東支店を開設	
		● 60年 8月	全国銀行内国為替制度へ加盟	
		● 62年 8月	全国信用組合間現金自動支払機の相互利用開始	
1990	平成	● 2年 7月	都銀・地銀との CD 提携による取扱開始	
		● 3年 2月	地域代金回収システム (HIT-LINE) の取扱開始	
		● 2月	第二地銀・信金・農協・労金との CD 提携による取扱開始	
		● 5月	第三次オンラインシステム稼働開始	
		● 8年 6月	五日市支店を開設	
		● 11年 2月	山口商銀・島根商銀の事業を譲受、営業区域拡大（広島・山口・島根及び鳥取の4県）	
		● 12年 4月	郵貯との CD 提携による取扱開始	
		● 11月	土橋出張所を西支店へ統合	
		● 13年 11月	高知商銀の事業を譲受、営業区域拡大（四国4県を追加）	
		● 14年 10月	福山支店を福山市霞町へ移転	
2000		● 16年 5月	セブン銀行との ATM 提携による取扱開始	
		● 19年 8月	新下関支店を下関支店へ統合 下関市秋根西町（旧新下関支店）へ移転	
		● 21年 8月	松江支店を古市支店へ統合	
		● 23年 11月	創立50周年	
		● 24年 5月	海田支店を新築移転	
2010		● 28年 2月	萩支店を山口支店へ統合	
		● 29年 2月	東支店を海田支店へ統合	
2020	令和	● 元年 5月	全国信組共同センターへオンラインシステム移行	
		● 2年 10月	インターネットバンキング取扱開始	
		● 3年 11月	創立60周年	
		● 4年 2月	宇部支店を山口支店へ統合、 岩国支店を徳山支店と五日市支店へ統合	
		● 11月	電子交換所開始	
		● 5年 6月	しんくみアプリ with CRECO 取扱開始	
		● 6年 4月	地方税統一QRコード納付取扱開始	
		● 9月	定額自動送金サービス取扱開始	
		● 10月	IB 定期預金（インターネットバンキング）取扱開始	
		● 11月	セブン銀行 ATM 法人カード取扱開始	
		● 12月	ことら送金の取扱開始	
		● 7年 6月	Hi-Co 通帳（磁気の影響を受けにくい通帳）取扱開始	
		● 11月	呉支店を新築移転	
		● 11月	窓口支援システム（タブレット受付）取扱開始	
		● 11月	でんさい IB、でんさいライト取扱開始	
		● 11月	出資証券不発行（証券ペーパーレス化）運用開始	
		● 12月	ATM 地域提携先（利用手数料無料化）拡大	

INTERVIEWS

“信頼・挑戦・共創”



【常務理事・本店営業部長】

泉 貴久 (1993年入組)

対話を積み重ね、 お客さまとの絆を深めていく

お客さまと接する際に、意識していることは、安心してご相談いただける「場」をつくることです。当然ですが、身だしなみや振る舞いには常に気を配っています。

また、お客さまの「本音」や「思い」に触れさせていただくため、たわいのない雑談や趣味の話をする時間も大切にしています。お金の話だけでは見えない、お客さまの人生や企業の背景を知ることにより適切な支援が可能になると思っています。時間をかけて、誠実に寄り添っていくことで、お客さまと長期的な信頼関係を築いていきたいと思っています。

困ったとき、 一番頼れる金融機関として

お客様に支持され続けるためには、困った時にどうやってご支援できるかを、全職員で一生懸命考える。その姿勢とノウハウを蓄積することが重要であると考えています。融資に関して言えば、他の金融機関が断念する案件でも、どうすればお客さまのためになるかを粘り強く丁寧に探っています。お客さまと一緒に悩んで解決策を見出していくことができるのが、私たちの強みです。広島商銀は小さな相談にも真摯に向き合い、お客さまの立場に立って考える姿勢を大切にする金融機関です。日頃の職場においては、どんな相談でも深く掘り下げ、お客さまに寄り添える職員の育成を心がけています。



【主任】

板垣 龍 (2020年入組)

R7年度渉外融資業績部門1位

法人貸出先数部門3位

—お客様とともに歩む、現場職員一人ひとりの実践



【係長】

岸田 康輔（2015年入組）

R7年度ベストサポーターズ選出
新軒事業先融資開拓部門1位

フェイス・to・フェイスで ミライへつなげる支援を

AIやITの進化で、金融機関の在り方も変わってきていますが、信用組合のようなスタイルにフィット感を感じて頂けるお客さまも多くいらっしゃると思っています。

対話が薄れる時代だからこそ、直接足を運んでしっかりと話を聞く姿勢を大切にしたいです。

現在は融資業務を中心に活動していますが、数字の裏にある「本音」に耳を傾け、事業の現状と可能性を、お客さまとともに考えていけるよう心がけています。

お客さまとは、フェイス・to・フェイスで向き合い、新たな課題にも恐れず、真摯に寄り添っていきたいと思います。

お客さまの“役に立てる瞬間” を、ひとつでも多く

お客さまのライフステージに合わせた金融ニーズが広がる中、預金へのご関心の形が大きく変化していると実感しております。その中で、どうお客さまのニーズに寄り添うかを常に考え、適切な提案を心がけています。

普段は「顔を覚えてもらう」ために、積極的に訪問し、家族の状況や生活の中で困っていることを丁寧に伺うようにしています。健康状態や困りごとがないかを聞くだけでも、大事な営業活動だと思っています。これからも、お客さまの“役に立てる瞬間”を、ひとつでも多くつくれるように、心がけていきたいと思っています。



宮迫 美那（2022年入組）

R7年度ベストサポーターズ選出

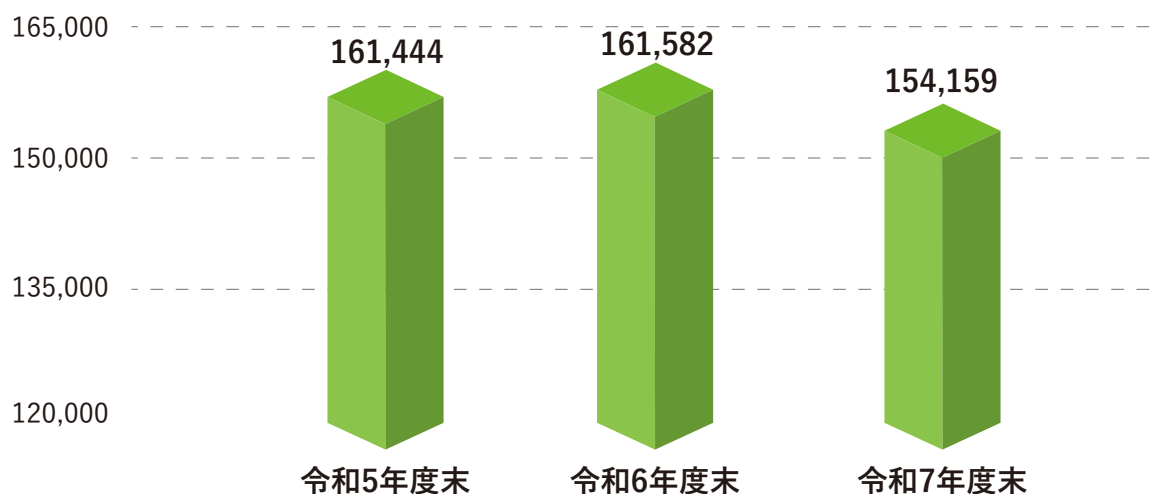
業績ハイライト

預金の状況

預金は、日本銀行による政策金利の引き上げを背景に、預金獲得競争の激化や金融商品への資金シフトが進んだことから、個人預金残高は1,333億円(前期末対比74億円減)、期末預金残高は期初計画を下回る1,541億円(前期末対比74億円減)となりました。

預金の推移

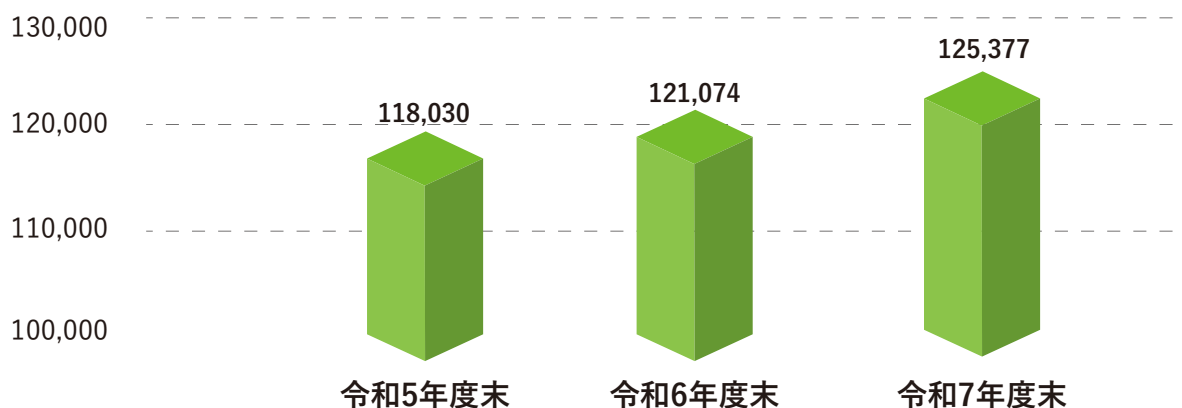
(単位:百万円)



貸出金等の状況

貸出金は、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金需要に的確に応えるため、新規取引先の開拓を着実に進めるとともに、経営課題を抱える顧客に対する包括的な経営改善支援を強化しました。その結果、期末貸出金残高は1,253億円(前期末対比43億円増)となりました。

貸出金の推移 (単位:百万円)



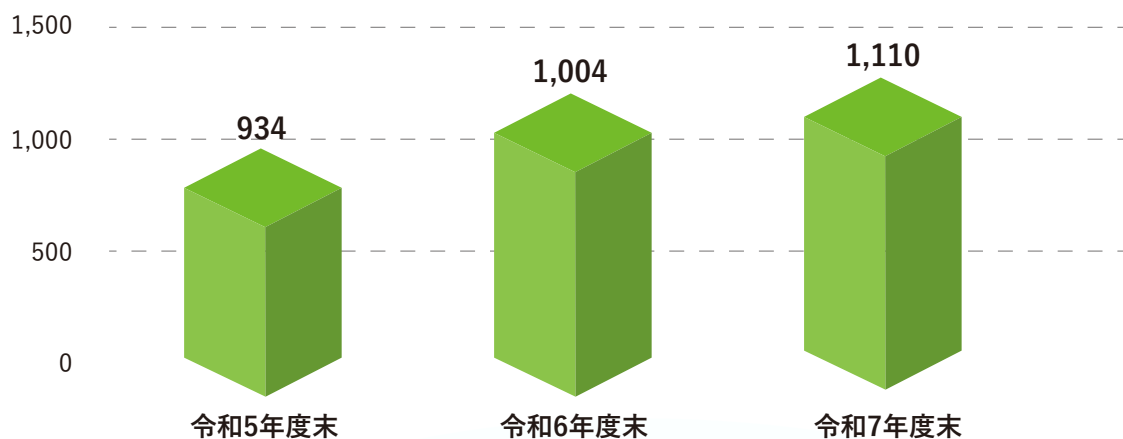
損益の状況

損益状況は、市場金利の動向を踏まえながら、既存取引先への支援強化と貸出シェアの拡大を図った結果、貸出金利息収入は前年度を上回る2,947百万円(前期比119百万円増)となりました。一方、預金金利の引き上げを受けて支払利息が増加したものの、資金利益は2,762百万円(前期比172百万円増)と着実に増加いたしました。

経費面では、賃金の上昇および店舗移転に伴う費用発生を受けて、人件費は1,165百万円(前期比61百万円増)、物件費は520百万円(前期比37百万円増)となりました。また、貸出資産の健全性を高めるため、不良債権の償却・売却により551百万円を処理するとともに、将来損失への備えとして個別貸倒引当金331百万円、一般貸倒引当金151百万円を積み増しました。

この結果、本業の収益力を示すコア業務純益は1,110百万円(前期比105百万円増)、経常利益は525百万円(前期比17百万円増)、当期純利益は387百万円(前期比29百万円増)となりました。

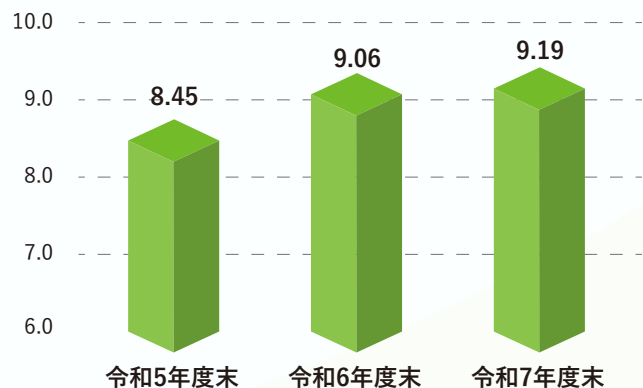
コア業務純益の推移 (単位:百万円)



自己資本比率の状況

自己資本比率は、経営の健全性・安全性を示す重要な指標です。分子の自己資本の額は、内部留保の積み増しなどにより114億円(前期末対比2億円増)となり、分母のリスク・アセット等の額は、貸出金の着実な伸長を受けて1,242億円(前期末対比12億円増)となりました。その結果、自己資本比率は前期比0.13ポイント上昇の9.19%となり、国内基準の4%および国際基準の8%を上回る水準を維持しております。

自己資本比率の推移 (単位:%)



中期経営計画

経営ビジョン

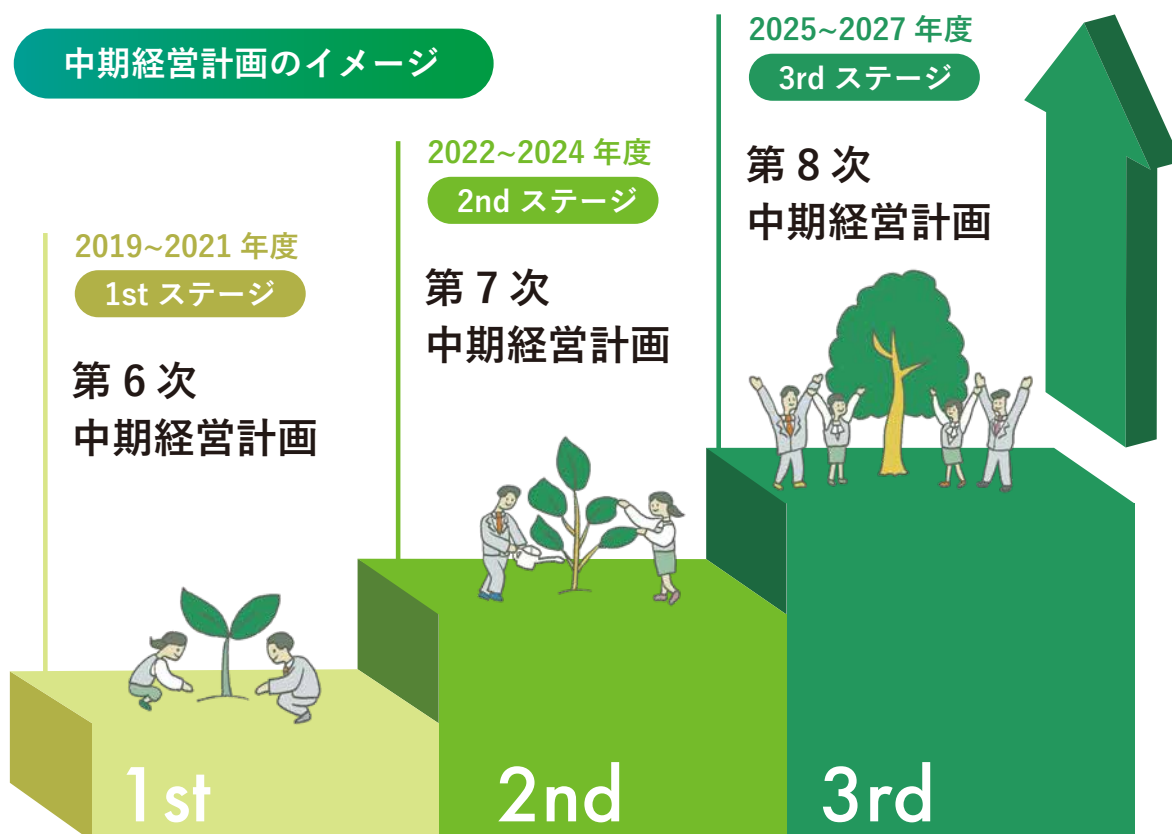
私たちは、地域社会に必要とされるオンリーワンの金融機関を目指します。

- お客さまにより近い目線で、お客さまに寄り添って、お客さまを理解することができる信用組合へ
- お客さまのニーズに合ったタイムリーなサービスの提供ができる信用組合へ
- 自己資本が充実し、健全性の高い信用組合へ
- 職員満足度が高く、生き生きと働ける職場環境となっている信用組合へ

中期経営計画

中長期ビジョン実現への3rdステージとなる第8次中期経営計画では、変化する環境に柔軟に対応し、組合の健全な運営と、一層充実したサービスのご提供を目指して、「収益力の強化」を中核的な方針として掲げております。

また、今後も身近で頼りがいのある金融機関であり続けるため、お客さまとの信頼関係(リレーションシップ)のさらなる強化を図るとともに、持続的成長に向けた「3つの基本戦略」に役職員が一丸となって取り組むことで、地域の皆さまと共に歩む明るい未来の実現を目指してまいります。



基本戦略 第8次中期経営計画は、3つの基本戦略を基に形成されています。

3つの基本戦略

1 お客様・地域との リレーションシップの強化

訪問活動を質的・量的に拡充し、お客様のニーズを把握、課題解決に向けた伴走型の活動に取り組むことで、企業価値の向上に努めます。さらにお客様に寄り添った活動により、地域社会とのつながりを強化します。

2 業務改革による生産性向上と 営業推進体制の強化

業務プロセスの標準化、業務のデジタル化推進、人的資源の再配置等による生産性の向上を目指します。さらに店舗網・形態の最適化に取り組み、創出された経営資源を営業活動に投下し、推進体制の強化を図ります。

3 職員の育成・活躍できる 職場づくりによる人財基盤の構築

自律的なキャリア形成と柔軟な登用を実現するため、育成プログラムの充実に取り組めます。さらに経営参画の推進等により職員が活躍できる職場を形成し、能力を最大限に活かせる組織づくりに努めます。

Purpose
存在意義

第8次
中期経営計画

経営管理
態勢の強化

経営管理態勢

- 経営理念の浸透とコンプライアンス経営の徹底
- サイバーセキュリティ管理の高度化
- 預金、貸出金、市場運用の一体的なALM体制の構築
- 内部監査の高度化に向けた態勢整備
- 統合的リスク・信用リスク管理態勢の深化
- 金融犯罪・マネロン等リスク管理態勢の維持・高度化

地域活性化への取組状況

1

地域社会への貢献



ショーギン SDGs 宣言

広島商銀はSDGsの理念に共感し、「ショーギンSDGs宣言」を掲げました。地域の持続可能な発展に向け、未来へつなげる取り組みを進めていきます。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

しんくみの日週間



ペットボトルキャップ回収活動

ペットボトルキャップの回収活動では、JCV（開発途上国の子どもたちにワクチンを贈り、子どもたちの未来を守る活動を行う民間の国際支援団体）への寄付金となり、子ども達へのワクチン接種となります。

古切手寄付

お客さまよりご寄付いただいた使用済み切手や古切手を換金し、その収益を医療支援・教育支援・環境保護活動などの社会的支援活動の資金として活用しております。



献血運動



毎年9月の「しんくみの日週間」に合わせ、本店では移動献血車を招いております。命をつなぐ一歩として、また自身の健康を見つめる貴重な機会として積極的に取り組んでおります。

清掃活動



職員一同で地域の清掃活動に取り組んでいます。



その他の 地域社会への貢献取組事例

- マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策
- 特殊詐欺の撲滅に向けた取組み
- しんくみピーターパンカードによる寄付金

地域活性化への取組状況

プロスポーツチーム応援活動



広島ドラゴンフライズ

ゴールドパートナーシップ契約

試合中のカメラルーレット企画10試合
選手サイン入りユニフォームをプレゼント



©2026 S.FC

サンフレッチェ広島

パートナーシップ契約

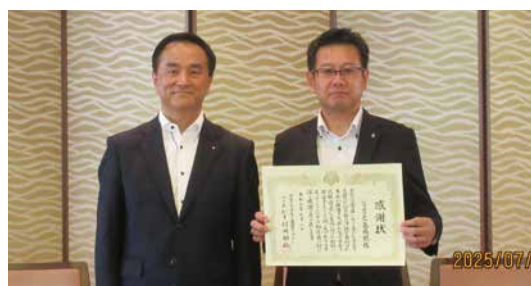
5F常設看板広告(メインスタンド)

次世代を担う子どもたちへの支援事業

「次世代を担う子どもたちへの支援事業」として、広島県の「ひろしまこども夢財団」、山口県の「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」、高知県の「子ども食堂支援基金」への寄付金贈呈を行いました。



「ひろしまこども夢財団」表彰の様子



「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」



高知「子ども食堂支援基金」

地域のスポーツ振興を目的として、広島市に本拠地を置く4つのプロスポーツチームとのパートナー・スポンサー契約を結んでおります。



広島東洋カープ

スポンサー契約

球場内看板広告(ゲートブリッジ下)



広島サンダーズ

パートナーシップ契約

コートエンドLEDサイネージ広告

「飲酒運転ゼロ PROJECT」への参画

「HIROSHIMA飲酒運転ゼロPROJECT」に協賛し、飲酒運転を回避するための活動やアルコール依存症に悩む方へ情報発信など公共性の高い企画に賛同しております。



新・HIROSHIMA 飲酒運転ゼロPROJECT始動!

2012年から続く「HIROSHIMA 飲酒運転ゼロPROJECT」は、今年で14年目を迎えます。事故件数は2012年の131件から2025年には42件(2025年11月現在)へと減少しましたが、ゼロには届いていません。

また、2024年11月からは自転車の飲酒運転に対する罰則も強化されています。

そこで、「飲んだら乗らない」という当たり前の行動を根付かせるため、新しい『応援アンバサダー』を迎えてプロジェクトを新たにスタートします。

2026年度のテーマ

飲んだら乗らん県、
ひろしま!

広島県民の合言葉として「自分事化」へ



ボイスロゴとしてTVCM・ラジオ・SNSなどのメディアで展開。活字だけでなく耳からも刷り込んで、県民一人ひとりの記憶への定着を目指します。

地域活性化への取組状況

2

人材育成の取組み



新入職員研修の強化



2025年より鳥取県鳥取市に拠点を置く、特定非営利活動法人ハーモニカレッジ様と連携し、「人の根っこ部分を育てる」をテーマとした野外研修の共同開発を行っています。本研修では馬との関わりを通じて自己と他者を深く理解する「ホースマンシップ」というマインドスキルセットを活用。これからの時代に求められる真のコミュニケーション力・共感力・チームワークの育成を目的としています。

3泊4日の共同生活を通じ、新入職員同士の絆が深まるとともに、社会人としての基本的マナー、責任感、協調性といったビジネススキルの土台を実践的に身につけることを目指しています。



企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力等の向上に向けた取り組み

当組合では、「職員の育成・活躍できる職場づくりによる人財基盤の構築」を基本戦略に掲げ、自律的なキャリア形成と柔軟な登用を実現するため、育成プログラムの充実に取り組んでいます。さらに経営参画の推進等により職員が活躍できる職場を形成し、能力を最大限に活かせる組織づくりに努めています。



融資担当者会議

令和7年度に開催した業界団体並びに当組合主催の研修会

- 相続セミナー・勉強会
- 融資業務スキルアップ研修会
- 新渉外デビュー前研修
- 産業界のDX推進に向けた生成AI研修会

令和7年度までに合格した業務能力検定（資格取得の推進）

- | | | | |
|-----------------|-----|---------------|-----|
| ● 事業承継アドバイザー 3級 | 10名 | ● 事業性評価 3級 | 20名 |
| ● 融資管理 3級 | 9名 | ● 住宅ローンアドバイザー | 6名 |
| ● AFP・FP（1級～3級） | 18名 | ● 宅地建物取引士 | 8名 |

その他の人材育成の取り組み事例

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ■ メンタルヘルス・ストレスチェックの実施 | ■ 育児・介護休業制度利用の促進 |
| ■ 階層別研修・eラーニング研修の実施 | ■ 有給休暇取得の促進 |
| ■ 女性職員の活躍の推進 | ■ 奨学金返済支援制度の導入 |

3

環境保全への取り組み



広島商銀では環境保全への取り組みとして、以下のものを実施しています。

- 再生可能エネルギー関連融資の取り組み
- クールビズの実施
- 災害、感染症等への対策
- 電力使用量の削減、LED照明の導入



地域活性化への取組状況

4

中小企業の経営改善および 地域の活性化のための取組み



中小企業の経営支援に関する取組方針・態勢

当組合は、相互扶助の理念に基づき、地域密着型金融に徹して、中小企業・小規模事業者のお客さまに対して、資金の円滑な供給のみならず、最適な金融ソリューションの提供を通じて、経営の安定化および中長期的な成長を総合的に支援してまいります。また、認定経営革新等支援機関として、経営改善計画の策定支援を積極的に実施しております。

中小企業支援ネットワーク

外部機関および専門家と連携し、専門的かつ幅広いコンサルティング機能を提供する態勢を整えております。



金融円滑化への取組み

当組合は、地域社会との強い信頼関係で結ばれた頼りがいのある「ショーギン」として、お客さまの悩みを一緒に考え、問題の解決に努めていくために、全役職員が一体となって、中小事業者や個人のお客さまの金融円滑化に取り組んでいます。お客さまからの各種ご相談にお応えするために、全店に「金融円滑化相談窓口」を設置しております。

- 借り入れ条件の変更等や円滑な資金供給に努めます。
- 関係機関との連携を図りながら金融の円滑化に努めます。
- お客さまのライフステージに応じて経営改善に向けた積極的な支援に努めます。

経営者保証に関するガイドラインへの対応方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからの相談を受けた際には真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

経営者保証に関するガイドラインの取組状況

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	51件	43件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	5.76%	4.53%
保証契約を解除した件数	10件	18件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	—	—



その他の中小企業の経営改善・地域活性化の取組み事例

- 中小事業者への本業支援
(事業性評価・生産性向上融資の取組)
- 中小事業者の経営改善、事業再生支援
- 事業承継支援
- 創業支援、第二創業支援
- 業務提携先との連携による事業者支援

地域活性化への取組状況

お客さま感謝イベント

お客さま感謝イベント

毎年恒例の「しんくみの日週間」でのお客さま感謝DAYを各店で開催しました。

当日は多くのお客さまにご来場いただき、心より御礼申し上げます。抽選による粗品プレゼントでは、たくさんの笑顔が広がり、盛会のうちに終了しました。これからたくさんのお客さまに喜んでいただけるようなイベントを開催してまいりますので、ご来店をお待ちしております。



海田支店抽選会



徳山支店抽選会



徳山支店抽選会



高知支店抽選会



高知支店抽選会

呉支店の新築移転オープン



呉支店オープンコメント

令和7年11月10日(月)、呉支店は新築移転いたしました。当日は、多数のお客さまにご来店いただき、新店舗のオープンを温かく見守っていただきました。心より御礼申し上げます。新店舗は、呉駅から徒歩約5分の好立地に位置し、アクセスの利便性を一層向上させ、駐車場・駐輪場スペースを拡充し、お車や自転車での来店がより便利になりました。2階ロビーはゆったりとした空間で、手続きを快適にお進めいただけます。

今後も、地域の皆さまの生活と経済を支える金融機関として、より一層のサービス向上に努めてまいります。

「お客さま満足度アンケート」の実施結果

お客さまの貴重なご意見・ご要望等をお聞かせいただき、より良いサービスを提供するために、「お客さま満足度アンケート」を実施させていただきました。今後も定期的にアンケートを実施し、お客さまの声を反映させ、お客さま満足度の向上に努めてまいります。

アンケート 実施概要

実施期間：令和8年2月2日～28日

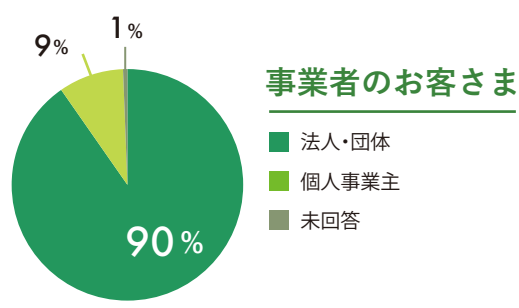
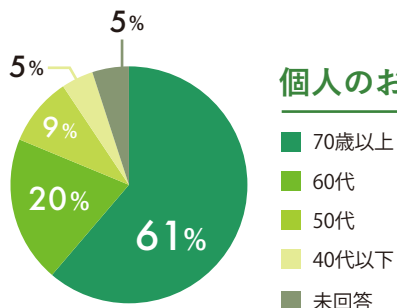
回答数：325名（回収率30.4%）

対象のお客さま：当組合のお取引先のお客さま 1,067名

調査方法：郵送

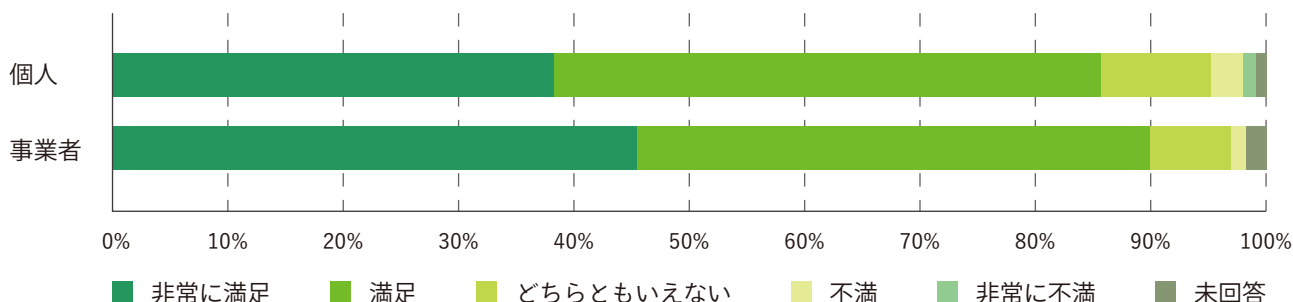
総合 01

ご回答いただいたお客さま



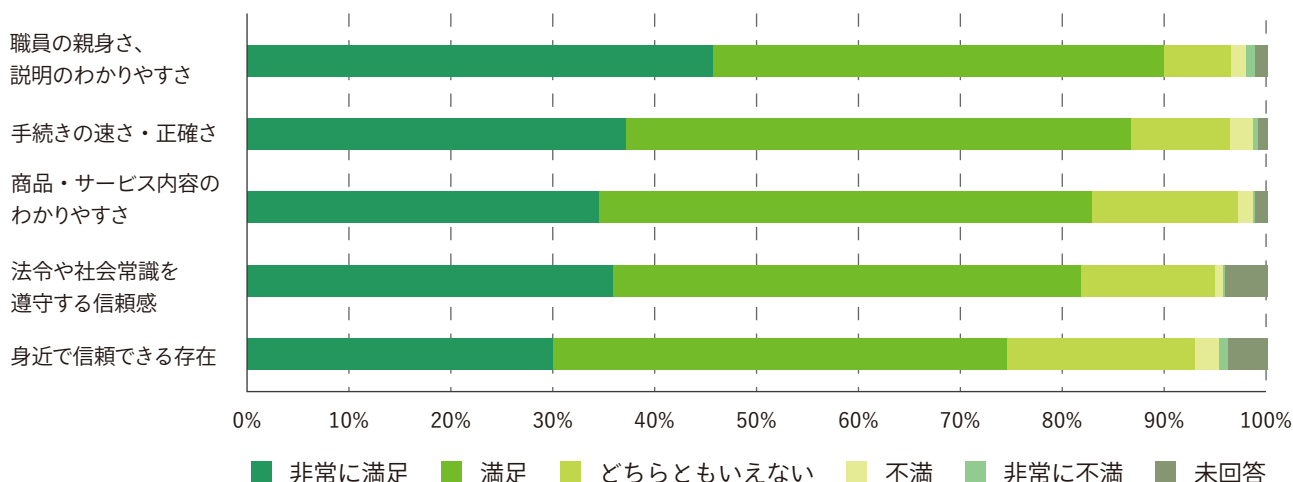
総合 02

総合的満足度



総合 03

項目別満足度



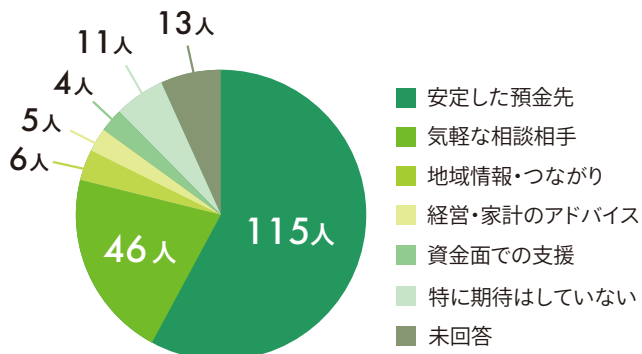
お客さまへのタイムリーな情報提供や遠方のお客さまへの対応策拡充により、身近でご相談いただける存在となるための一層の取組が必要と受け止めています。「手続きの速さ・正確さ」「商品・サービス内容の分かりやすさ」については、窓口のシステム導入と、ご利用いただきやすいサービスの拡充に努めてまいります。

個人のお客さま

PERSONAL

個人
01

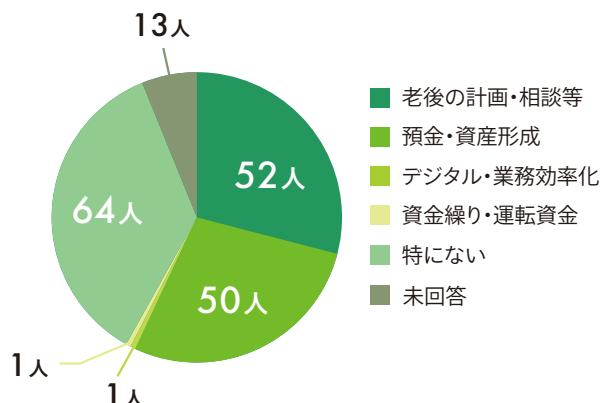
期待する役割



※複数回答集計

個人
02

今後相談したいこと



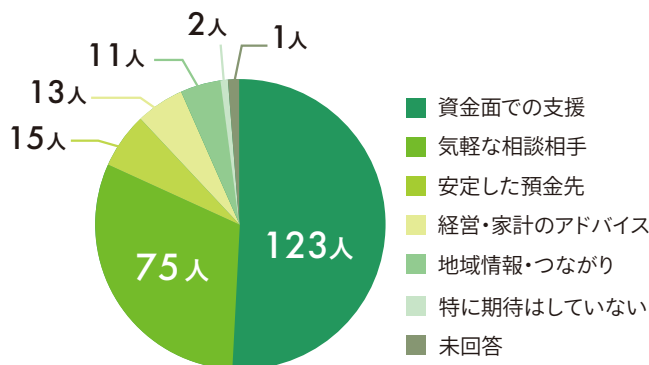
個人の多くの皆さまから頂戴した「老後の計画・相続」「預金・資産形成」ニーズに対してお気軽にご相談いただけるよう、人生の節目を支える「ライフプランサポート力」の向上を進めてまいります。

事業者のお客さま

CORPORATION

事業者
01

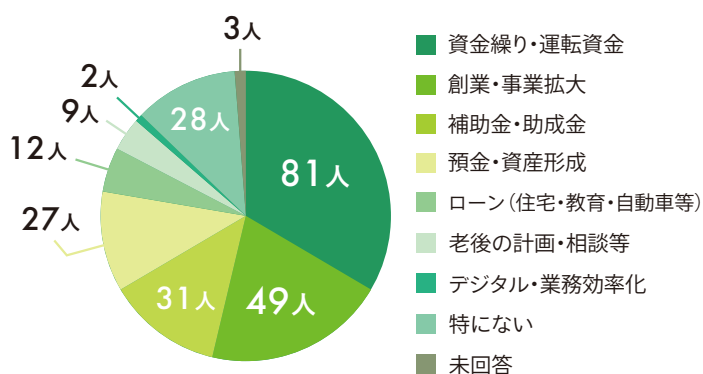
期待する役割



※複数回答集計

事業者
02

今後相談したいこと



事業者の皆さまから重視されている「資金面での支援」を基軸に「気軽な相談相手」として寄り添い続ける存在であると共に、ご融資に加えて「地域の経営パートナー」としてご期待に応えられるよう、経営支援力の向上に努めてまいります。

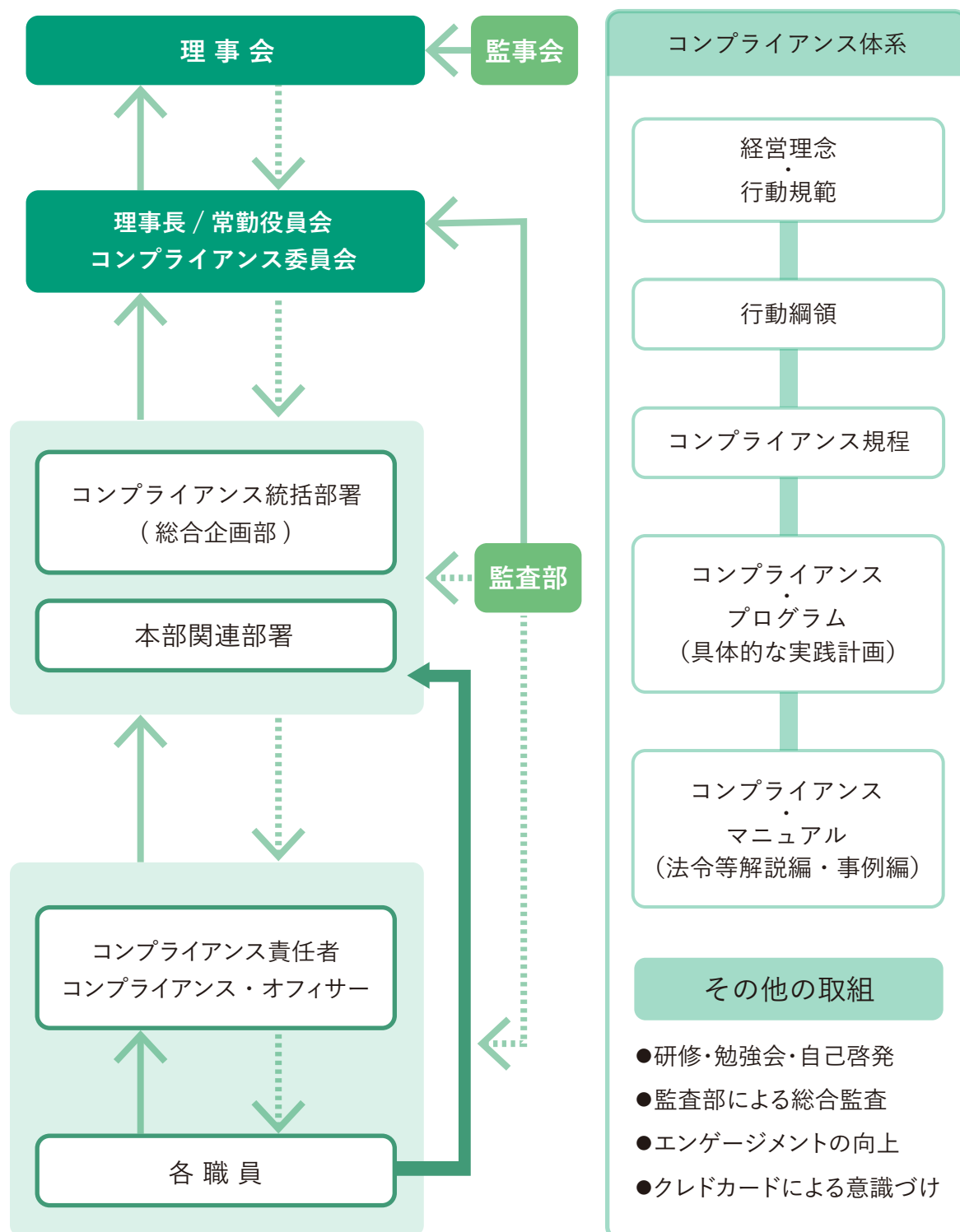
▶ アンケート集計結果を踏まえた主な取り組み状況について

取り組み内容	具体的な取り組み事例
事務手続きの所要時間についての対応	「事務処理終了まで時間がかかる」というご指摘をいただきました。令和8年4月より、全店の窓口にタブレットを導入し、ご記入いただく書類の削減とご記入負担の軽減に取り組みました。
店舗スペースの課題についての対応	「来店人数が多い日に座るスペースが無い」というご指摘をいただきました。令和7年11月にその声があった該当店舗(呉支店)を新築移転オープンし、ゆとりある待合スペース、バリアフリー化、旧店舗の2倍ある駐車場、ご相談いただけるスペースを設けて利便性の向上を図りました。

COMPLIANCE コンプライアンス

当組合は、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置付け、別に定める行動綱領により定められた役職員の行動基準を明らかにするとともに、信用の基礎となる企業倫理の確立を図りながら、社会的責任と公共的使命を果たすため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス重視の職場風土の醸成に努めております。

■ コンプライアンス体制



広島商銀行動綱領

当組合は、コンプライアンス体制を確立するために『広島商銀行動綱領』を制定し、役職員に周知徹底を図っております。

01 信用組合の公共的使命

広島商銀は、信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図ります。

02 質の高い金融サービスの提供

広島商銀は、経済活動を支えるインフラとしての安定的な機能提供とサービスの高度化に向けた不断の創意と工夫に努め、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、内外の経済・社会の発展に貢献します。

03 法令やルールの厳格な遵守

広島商銀は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行います。

04 地域社会とのコミュニケーション

広島商銀は、経営等の情報の積極的、効果的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用組合を取り巻く幅広い利害関係者と建設的な対話を通して、地域社会からの理解と信頼を確保し、自らの存在価値の向上を図ります。

05 人権の尊重

広島商銀は、すべての人々の人権を尊重します。

06 多様な人材の活躍、健康・安全な職場

広島商銀は、多様な人材の活躍を促進する制度や柔軟な働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保します。

07 人材育成への取組み、金融経済教育への貢献

広島商銀は、人材育成や能力開発に積極的に取組み、職員の自律的なキャリア形成を支援する。また、金融経済教育への参画等により、社会の金融リテラシー向上に貢献します。

08 環境問題等への取組み

広島商銀は、地球環境や社会情勢の変化等への耐性の高いサステナブルな環境・社会の構築に向け、主体的に行動します。

09 社会参画と発展への貢献

広島商銀は、信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。

10 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

広島商銀は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。



顧客保護等管理方針

01 お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守し誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用したまたは利用しようとする方（以下「お客さま」といいます。）の正当な利益の確保およびその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

02 お客さまへの説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

03 お客さまからのご相談・苦情等の対処について

当組合は、お客さまからのご相談・苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。

04 お客さまの情報管理について

- (1) 当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
- (2) 当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

05 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客さま情報の取扱い お客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報およびお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。



金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

01 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売にかかる契約を締結する目的に照らし、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

02 金融商品の選択・購入はお客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項の説明に努めます。

03 当組合は、誠実、公正な勧誘を心掛け、お客様に対し断定的な判断の提供、事実と異なる説明など、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。

04 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

05 当組合は、お客様に対し、適切な勧誘が行われるよう研修などを通じて役職員の知識の向上に努めます。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

01 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

02 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

03 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

04 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

05 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び 拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引及びお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



取引時確認について

当組合では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を目的とした「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、口座開設等の際に、本人確認書類のご提示と、ご職業、取引を行う目的など、お客様の氏名、住所、生年月日等について確認(取引時確認)させていただきます。お取引時の確認に関して、ご理解とご協力をお願いします。

お客様への確認
(取引時確認)が
必要となる主なお取引

- 口座開設
- 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- 200万円を超える現金、持参人払式小切手の支払い
- 融資取引 等

お客様への確認事項および確認に必要な書類について

確認事項		ご提示いただく確認書類(原本をお持ちください)
個人のお客様	氏名、住所、生年月日	● 運転免許証 ● マイナンバーカード(個人番号カード) ● 年金手帳 ● 旅券(パスポート) ● 在留カード ● 特別永住者証明書 等 ※ ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方について確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係(ご本人のために取引を行っていること)を確認させていただきます。
	職業、取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
法人のお客様	名称、本店または主たる事務所の所在地	● 登記事項証明書 ● 印鑑登録証明書 等 (名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの)
	来店された方の氏名、住所、生年月日等	● 運転免許証 ● マイナンバーカード(個人番号カード) ● 年金手帳 ● 旅券(パスポート) ● 在留カード ● 特別永住者証明書 等 ※ 上記に加え、委任状等の書面や法人のお客様へのお電話等の方法により、法人のお客様のためにお取引を行っていることを確認させていただきます。
	事業の内容	● 登記事項証明書 ● 定款 等
	取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
	実質的支配者の確認 (法人のお客様との関係についても確認させていただきます)	窓口等で法人のお客様の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方(実質的支配者)の氏名、住居、生年月日などを申告により確認させていただきます。

注1. 「顔写真がない」本人確認書類や旅券(パスポート)をご提示いただいた場合、別の本人確認書類等の提示が必要になります。

注2. 外国の政府等において同法に定められた職位にある(またはあった)お客様、そのご家族にあたるお客様等のお取引の際に、本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

注3. 確認をさせていただいた上記事項に変更が生じた場合や詳しいことは、当組合の窓口にお問い合わせください。

お客様の情報やお取引の目的等の定期的な確認にご協力をお願いします。

取引の内容、状況に応じて、過去に確認した氏名・住所・生年月日・職業等や取引目的等について、窓口や郵送書類等により再度確認をさせていただく場合があります。また、その際に、各種書面等の提示をお願いする場合があります。



苦情処理措置及び紛争解決措置等の内容

当組合では、お客様により一層のご満足いただけるよう、お取引に係る苦情等(*)を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

窓口：業務部

電話番号：(082)244-3152

受付日：月曜日～金曜日(土・日、祝日および当組合の休日は除く)

受付時間：9時～17時

なお、苦情等対応の手続については、営業店にポスターを掲出しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

【HPアドレス <https://www.shogin.com/>】

紛争解決措置

広島弁護士会 仲裁センター

電話番号：(082)225-1600

東京弁護士会 紛争解決センター

電話番号：(03)3581-0031

第一東京弁護士会 仲裁センター

電話番号：(03)3595-8588

第二東京弁護士会 仲裁センター

電話番号：(03)3581-2249

上記弁護士会で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、信用組合広島商銀業務部、または下記中国ブロックしんくみ苦情相談所またはしんくみ相談所の窓口までお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し出について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

- 1 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
 - 2 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。
- 注. 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。なお、具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名 称	中国ブロックしんくみ苦情等相談所 (中国ブロック信用組合協議会)	しんくみ相談所 (一般社団法人全国信用組合中央協会)
住 所	〒730-0044 広島県広島市中区宝町9-11	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	082-247-7363	03-3567-2456
受付日 受付時間	月曜日～金曜日 9時～17時 (土・日、祝日および信用組合の休業日は除く)	月曜日～金曜日 9時～17時 (土・日、祝日および信用組合の休業日は除く)

当組合では、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

- 01 お客様からの苦情等については、本支店または業務部で受け付けます。
- 02 お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 03 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
- 04 お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
- 05 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組みます。
- 06 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、業務部が一元的に管理します。
- 07 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 08 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 09 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取り組みを不断に行います。

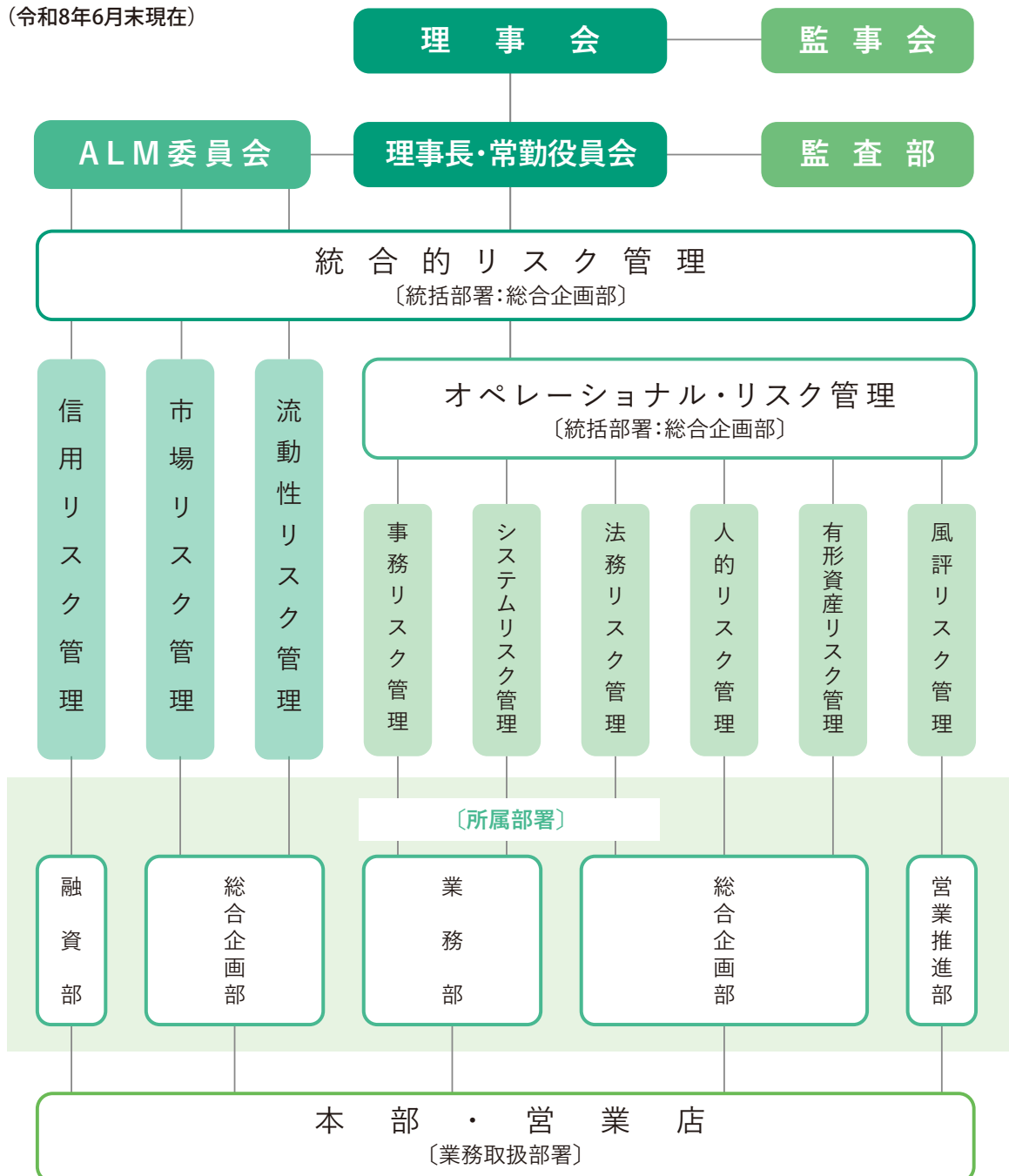


リスク管理体制

金融機関の抱えるリスクは複雑化、多様化しております。当組合はリスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、「健全性の維持・向上」と「収益力の強化」の双方にバランスの取れた経営を目指しています。また、実効性のあるリスク管理態勢の整備・構築に向けて積極的に取組んでいます。当組合の直面するリスクに関して、それぞれのリスク・カテゴリー毎に評価したリスクを可能な限り総体的に捉え、当組合の経営体力（自己資本）の範囲内に収める「統合的リスク管理」を基本としています。信用・市場・流動性リスクについては、リスクを適正にコントロールしつつ、収益の拡大を図ることとし、オペレーショナル・リスクについては、リスクの発生自体を予防することでリスクの極小化に努めています。

リスク管理体制

（令和8年6月末現在）



リスクの内容と管理

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクのことです。当組合では、与信業務に携わる役職員が従うべき基本指針・行動規範として信用リスク管理規程を定め、その周知徹底を図る一方、当該リスクの管理には、与信先の信用状況の把握が何よりも重要であるとの認識のもと、取引先の財務・収支状況に関する定量的な評価を基本に定性面の評価を勘案のうえ、適切な与信判断に努めています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、当組合が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、当組合が損失を被るリスクのことです。当組合では、健全性の確保に留意し、総合的な収益の向上に取組むこととし、特に金利変動に伴う金利リスク、株式や債券などの価格変動がもたらす価格変動リスクに重点を置き、安定した適正収益を確保するための体制の充実に努めています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出等により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当組合が損失を被るリスク（資金繰りリスク）のことです。また、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、当組合が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。当組合では、地域において組合員等の資金需給の仲介者としての役割を果たすとともに余裕資金を効率的に運用する責務を負っています。このため、流動性リスクを基本的かつ重要なリスクと位置づけ、日々の資金繰りや予期せぬ資金需要に対応できるよう、流動性確保に配慮した資金運用に努めています。

オペレーショナル・リスク管理



事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは役職員が事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスクのことです。当組合では、正確かつ効率的な事務処理が信用の原点であるとの認識のもと、コンプライアンスの徹底を図り、役職員の事務リスクに対する意識の向上と事務の正確性の確保に努めています。



システム リスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン・誤作動等システムの不備又はコンピュータが不正に使用されること等により、当組合が損失を被るリスクのことです。当組合では、コンピュータシステムの安全稼働を確保するため、セキュリティポリシーに基づいた各種対策を実施するとともに、万一障害が発生した場合の影響の極小化と早期復旧を図るため、情報資産に関する管理体制、バックアップのためのコンピュータ資源の二重化及びシステムダウン時の復旧訓練を行うなどの対策を講じています。



法務リスク管理

法務リスクとは、法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的な原因により、当組合が損失を被るリスクのことです。当組合では、これら諸問題に適切に対応するため、組織内の連絡・連携を図りながら、法務関連情報の収集・管理を行うとともに、新規業務の開始や各種契約の締結等においては、リーガル・チェックの実施や顧問弁護士の活用等により法務リスクの極小化を図り、風評・経済的損失の発生防止に努めています。



人的リスク管理

人的リスクとは、職員の職場環境の中から生じるトラブル・事故や人事政策上の事由等により、当組合が損失を被るリスクのことです。当組合では、就業規則、コンプライアンス・マニュアル等に基づき、組織の活性化と職員の人権尊重を柱とした人事労務・安全衛生対策を実施し、職員各自が最大限能力を発揮できる環境を整備しています。



有形資産 リスク管理

有形資産リスクとは、災害その他の事象により、当組合が保有する動産・不動産の毀損・損害により、損失を被るリスクのことです。当組合では、定期的に有形資産の点検・管理を実施し、災害等が発生した場合の物的損失の軽減に努めています。



風評リスク管理

風評リスクとは、真実と否とを問わず、資産内容や経営体制等に関する好ましくない情報や風説の流布等から信用や評判が悪化することにより、当組合が損失を被るリスクのことです。当組合では、風評リスクに適切に対応するため、不断にモニタリングを行い、風評に影響を及ぼすと思われる事項については、組織内の連絡・連携を図りながら、情報の収集・管理を行うとともに、リスクの極小化を図り、経済的損失の発生防止に努めています。



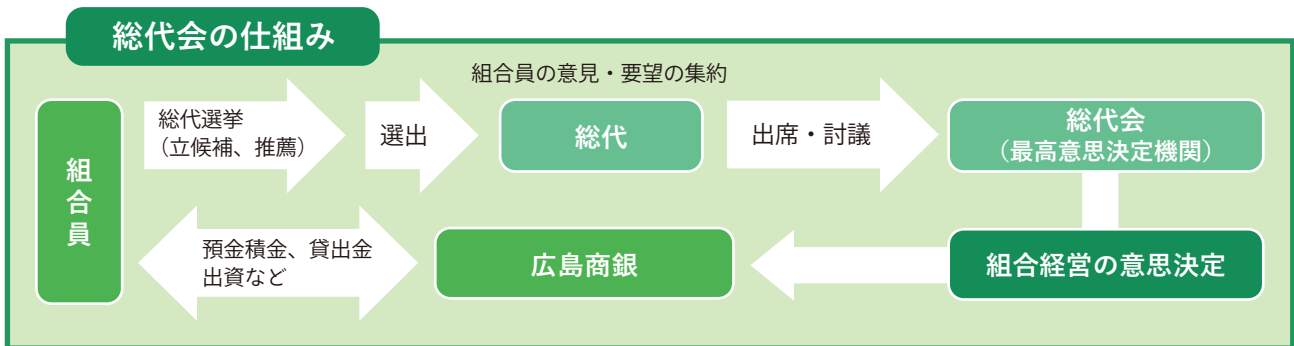
総代会制度

01 総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員31,036名（令和8年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しております。総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しております。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれております。総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っております。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査を実施するなど、日常の営業活動を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



主な議決事項

- 定款の変更
- 計算書類等の承認
- 事業計画書及び収支予算書の承認
- 議長の選任
- 役員の選任及び解任
- 退任役員退職慰労金の贈呈
- 役員報酬の変更
- 組合員法定脱退（除名）の承認
- など

02 総代の選出方法等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されております。

■ 選出方法

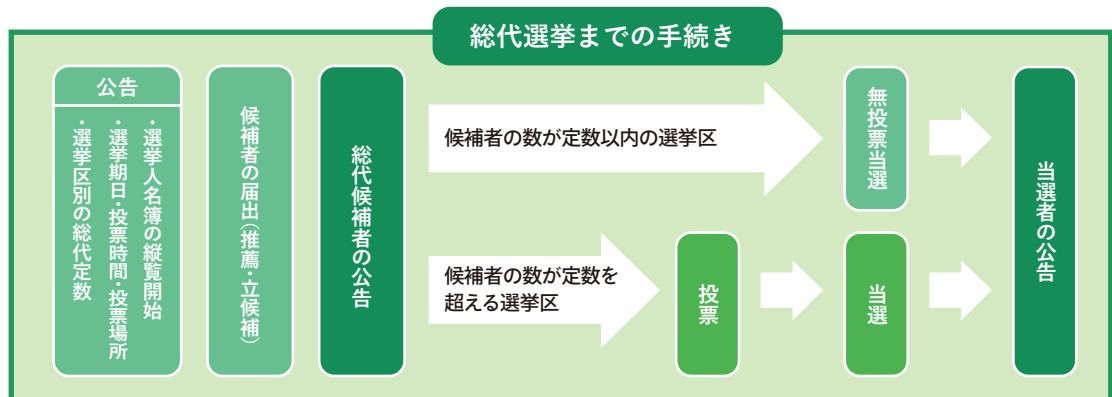
総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方もしくは地区内の組合員から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。当組合は地区（選挙区）を営業区域（営業店毎）に分け、総代の選出を行っています。なお、総代候補者（立候補者（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数に満たなかった場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者としています。

■ 定数

総代の定数は、100人以上120人以内です。選挙区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比等を勘案し、理事長が定めております。

■ 任期

総代の任期は3年となっております。



03

総代の選挙区・定数・総代一覧

(令和8年6月末現在)

本店地区	総代定数 23名	金光榮治 ◎	元山 浩 ◎	金岡光秀 ◎	鄭 浩 幸 ⑧	本井重辰 ⑦	金原 正 ⑦
		木川英俊 ⑦	春木泰行 ⑤	成 龍 植 ⑤	長谷川康垣 ④	若佐 晋 ③	宗正俊文 ③
		松本裕一 ③	菅 泰晶 ③	藤田孝博 ③	須賀親宏 ②	河津宏紀 ②	山本紘貴 ①
		松野行雄 ①	三宅俊介 ①	高島道成 ①	横川敦基 ①	池田幸弘 ①	
福山地区	9名	福田 浩 ◎	新井慶助 ⑤	安田大增 ④	山本紘司 ④	中村泰三 ③	東原鍾元 ③
		石田昌雄 ②	井上忠孝 ①	柳 憲隆 ②			
呉地区	7名	白原正美 ⑧	山本基就 ④	山本基甫 ③	土肥裕範 ①	岡本直樹 ①	井本貴也 ①
		小山広志 ①					
海田地区	10名	松村 健 ⑧	義川敬一 ④	海田和広 ③	竹原 弾 ②	金子浩年 ②	西原来福 ②
		東 紀安 ①	中本寛智 ①	小野 保 ①	三宅隆治 ④		
古市地区	11名	大田英雄 ◎	沈 勝 義 ◎	岡山裕史 ⑦	高津良治 ⑤	田中暢治 ⑤	大野辰彦 ④
		山川剛信 ③	岩谷典亮 ③	金田千穂 ③	清本昌利 ①	神崎栄司 ①	
西地区	10名	延川章喜 ⑨	西川京人 ⑧	安本義幸 ⑧	山田輝雄 ⑦	金光 忠 ⑥	金井 忍 ⑤
		清水計年 ④	金田 進 ②	泉田 真 ①	寺本貴明 ③		
五日市地区	7名	権田俊五 ◎	新井浩吉 ◎	河原福孝 ◎	高田康秀 ◎	安田秀吉 ⑧	村松将文 ②
		安藤泰邦 ②					
下関地区	9名	大本徳寿 ◎	林 貫一 ◎	朴 元 淳 ⑧	松山正幸 ⑦	西原京治 ⑦	加藤喬士 ②
		岡村武範 ①	谷口正人 ①	山城勝明 ①			
徳山地区	7名	川崎和明 ◎	吉本富男 ⑤	河村武紀 ②	金岡泰成 ②	山本良幸 ②	原本栄一 ①
		田中 整 ①					
山口地区	12名	吉田炳椿 ◎	津徳昭男 ◎	西原武雄 ◎	岩本片一 ◎	山下恭生 ◎	金本光男 ◎
		永松英世 ⑧	密山圭太郎 ⑧	山本守元 ⑤	星木武之 ③	大川理明 ①	守永 毅 ①
高知地区	4名	松本祐一 ⑤	山本 豊 ④	山田英太 ②	赤坂重幸 ①		
合 計	109名	(注) 氏名の後に就任回数を記載しております。なお、就任回数が10回以上となる場合は◎で表示しております。					

04

総代の属性別構成比

業種別

製 造 業	1%
不 動 産 業	26%
卸 売 業・小 売 業	4%
建 設 業	14%
運 輸 業	1%
その他のサービス業	54%
合 計	100%

年代別

30代	1%
40代	7%
50代	44%
60代	20%
70代	27%
80代以上	1%
合 計	100%

職業別

個 人	11%
個 人 事 業 主	3%
法 人 役 員	86%
法 人	—%
合 計	100%

※業種別は法人、法人役員、個人事業主に限る。

05

総代会の決議事項

第65回通常総代会が、令和8年6月19日(金曜日)午後3時よりホテルグランヴィア広島で開催されました。

当日は総代109名のうち、出席者62名、書面議決書による出席45名のもと、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

決議事項

- 第1号議案 第65期計算書類等承認の件
- 第2号議案 第66期事業計画および収支予算案承認の件
- 第3号議案 組合員除名の件





役員等の報酬体系

01 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

報酬体系の概要

基本報酬

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

退職慰労金

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期 d. その他

役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	102	130
監事	10	12
合計	112	142

注1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事11名、監事2名です。

注3. 左記以外に支払った役員退職慰労金はありません。

その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5条に該当する事項はありません。

02 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2.「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

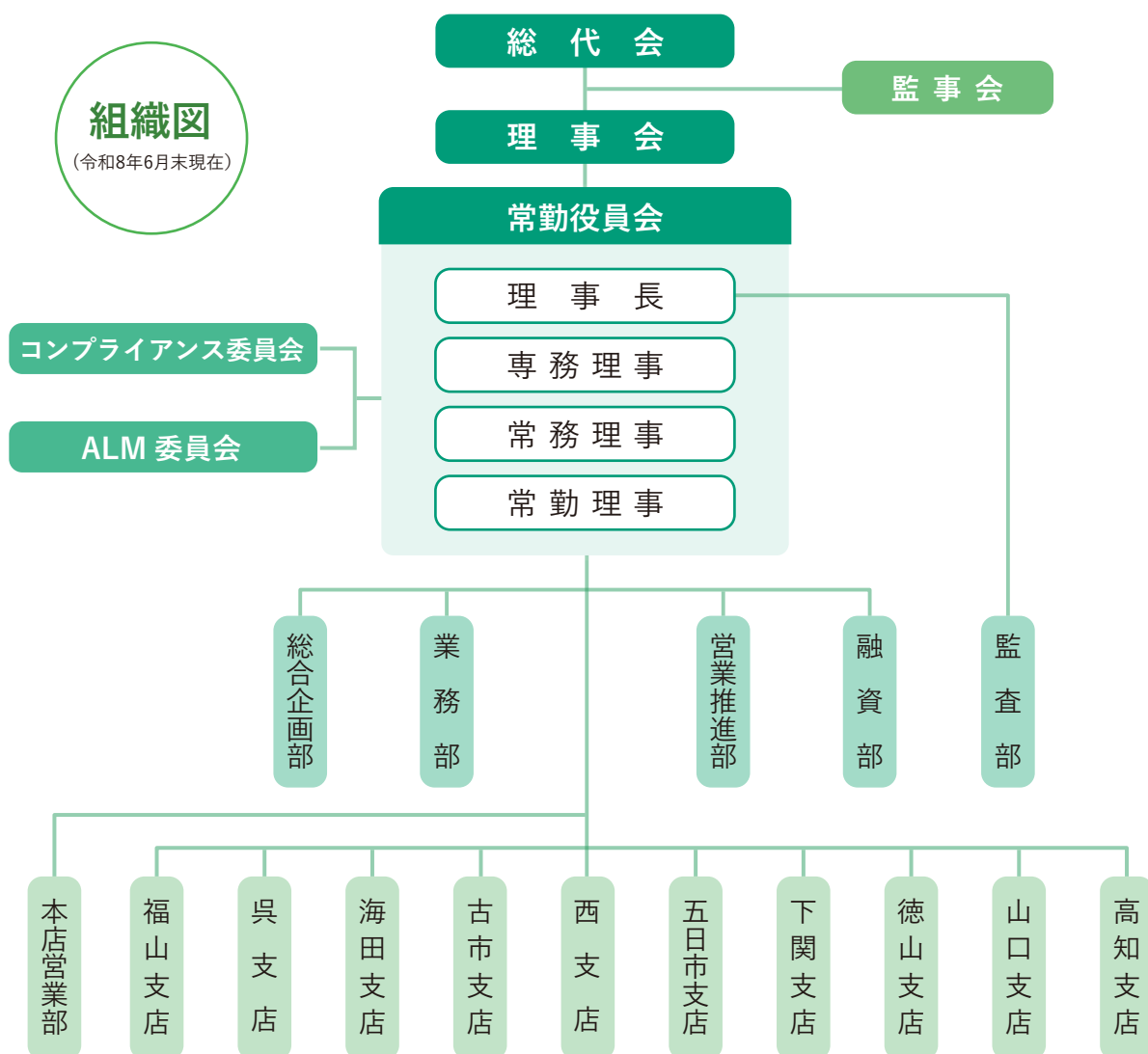
注3.「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。

注4.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職慰労金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。



組織図・役員一覧



役員一覧・組合員数・職員数

役員一覧（理事及び監事の役職名・氏名）

(令和8年6月現在)

理事長	井上 一成	専務理事	岡田 英幸	専務理事	岡田 慶鎮
常務理事	川本 賢一	常務理事	泉 貴久	常勤理事	杉山 政成
常勤理事	金岡 弘憲	理 事	金原 正 (※)	理 事	永松 英世 (※)
理 事	新井 慶助 (※)	理 事	成 龍植 (※)		
常勤監事	南 秋智	員外監事	山本 英雄 (※)		

当組合は、職員出身者以外の理事4名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

組合員数

	令和6年度末	令和7年度末
個人	28,552人	28,331人
法人	2,598人	2,705人
合計	31,150人	31,036人

職員数

	令和6年度末	令和7年度末
男子	84人(46歳 6ヶ月)	85人(45歳 7ヶ月)
女子	60人(34歳 11ヶ月)	56人(35歳 10ヶ月)
合計	144人(41歳 8ヶ月)	141人(41歳 8ヶ月)

(注) () は、平均年齢です。

貸借対照表

(単位:千円)

[illegible]

科 目	令和6年度第64期 (令和7年3月31日現在)	令和7年度第65期 (令和8年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	161,582,948	154,159,030
当 座 預 金	3,985,652	3,582,984
普 通 預 金	23,614,776	23,259,153
貯 蓄 預 金	100,018	118,505
通 知 預 金	76,389	191,073
定 期 預 金	129,652,106	122,884,742
定 期 積 金	3,563,493	3,490,636
そ の 他 の 預 金	590,510	631,936
借 用 金	30,200,000	18,000,000
当 座 借 越	30,200,000	18,000,000
そ の 他 負 債	1,097,289	1,263,008
未 決 済 為 替 借	23,077	16,337
未 払 費 用	519,500	522,858
給 付 補 填 備 金	1,952	2,887
未 払 法 人 税 等	28,576	164,254
前 受 収 益	133,388	134,673
払 戻 未 済 金	275,936	262,346
職 員 預 り 金	79,495	83,352
リ ー ス 債 務	7,438	40,036
そ の 他 の 債 務	27,923	36,262
賞 与 引 当 金	96,104	102,829
退 職 給 付 引 当 金	315,150	323,005
役員退職慰労引当金	139,400	155,070
そ の 他 の 引 当 金	7,757	6,336
(睡眠預金払戻損失引当金)	(5,244)	(3,370)
(偶発損失引当金)	(2,513)	(2,966)
再評価に係る繰延税金負債	106,197	107,443
債 務 保 証	130,887	80,517
負 債 の 部 合 計	193,675,735	174,197,241
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	6,571,605	6,427,083
普 通 出 資 金	6,571,605	6,427,083
優 先 出 資 金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	3,726,234	4,015,224
利 益 準 備 金	1,278,729	1,325,729
その他利益剰余金	2,447,505	2,689,495
特 別 積 立 金	1,985,000	2,185,000
(経営基盤強化積立金)	(1,985,000)	(2,185,000)
当期末処分剰余金	462,505	504,495
(うち当期純利益)	(357,308)	(387,012)
組 合 員 勘 定 合 計	10,297,839	10,442,307
その他有価証券評価差額金	△726,862	△981,832
土地再評価差額金	277,187	270,877
評価・換算差額等合計	△449,674	△710,954
純 資 産 の 部 合 計	9,848,164	9,731,352
負債及び純資産の部合計	203,523,899	183,928,594

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度第64期 (令和6年4月1日～ 令和7年3月31日)	令和7年度第65期 (令和7年4月1日～ 令和8年3月31日)
経 常 収 益	3,204,305	3,532,252
資 金 運 用 収 益	3,067,135	3,357,264
貸 出 金 利 息	2,828,392	2,947,606
預 け 金 利 息	133,018	290,156
有価証券利息配当金	89,353	103,130
その他の受入利息	16,371	16,371
役 務 取 引 等 収 益	120,985	148,906
受入為替手数料	18,435	18,277
その他の役務収益	102,550	130,629
そ の 他 業 務 収 益	14,316	18,913
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	14,316	18,913
そ の 他 経 常 収 益	1,867	7,167
償 却 債 権 取 立 益	—	1,405
その他の経常収益	1,867	5,761
経 常 費 用	2,696,374	3,007,041
資 金 調 達 費 用	477,181	595,160
預 金 利 息	472,647	590,335
給付補填備金繰入額	1,298	2,351
借 用 金 利 息	2,374	1,616
その他の支払利息	860	857
役 務 取 引 等 費 用	85,502	77,258
支 払 為 替 手 数 料	9,408	9,784
その他の役務費用	76,093	67,473
そ の 他 業 務 費 用	58	127
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
その他の業務費用	58	127
経 費	1,649,970	1,757,563
人 件 費	1,103,577	1,165,344
物 件 費	483,073	520,952
税 金	63,319	71,266
そ の 他 経 常 費 用	483,661	576,931
貸倒引当金繰入額	433,849	482,827
貸 出 金 償 却	27,455	557
株 式 等 売 却 損	—	—
その他の経常費用	22,357	93,546
経 常 利 益	507,931	525,210

科 目	令和6年度第64期 (令和6年4月1日～ 令和7年3月31日)	令和7年度第65期 (令和7年4月1日～ 令和8年3月31日)
特 別 利 益	227	2,215
固定資産処分益	227	2,215
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	1,420	2,142
固定資産処分損	1,420	2,142
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	506,737	525,282
法人税、住民税及び事業税	14,612	150,353
法 人 税 等 調 整 額	134,815	△12,083
法 人 税 等 合 計	149,428	138,270
当 期 純 利 益	357,308	387,012
繰越金(当期首残高)	105,196	113,821
土地再評価差額金取崩額	—	3,661
当期末処分剰余金	462,505	504,495

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度第64期	令和7年度第65期
当期末処分剰余金	462,505	504,495
計	462,505	504,495
これを次のとおり処分いたしました。		
剰 余 金 処 分 額	348,683	372,316
利 益 準 備 金	47,000	51,000
出資に対する配当金	(年1.5%の割合) 101,683	(年2.0%の割合) 131,316
経営基盤強化積立金	200,000	190,000
繰越金(当期末残高)	113,821	132,178

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人による監査

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、「晴連監査法人」の監査を受けております。

代表理事による適正性・有効性の確認

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第65期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月22日
信用組合 広島商銀
理事長 井上一成

財務諸表

【貸借対照表の注記事項】

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。
- なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成13年3月31日及び平成14年3月31日
- 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 1,190百万円
- 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 1,569百万円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条に定める路線価格に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △530百万円
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建 物 3年～60年
- その他 2年～20年
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債はありません。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- なお、大口与信先債権については、各債務者の未保全額5億円超を個別に評価し、算定しております。
9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 当組合は職員の退職給付に備えるため退職給付引当金を計上するとともに、企業年金制度に加入しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針(平成27年3月26日)」に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)
- | | |
|----------------|------------|
| 年金資産の額 | 243,135百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 207,181百万円 |
| 差引額 | 35,953百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
- (令和7年3月31日現在) 1,051%
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円若しくは財政上の剰余金44,804百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金15百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算出されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
14. 資産減損引当金は、遊休資産の処分に備えるため、決算期における時価と帳簿価額との差額について、将来、発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
15. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
17. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金3,321百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。
- 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
18. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債のリスク管理をしております。
- なお、デリバティブ取引は行っておりません。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は、主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当組合は、支店業務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか、融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びカントリーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当組合は、月次決算等諸資料によって金利の変動リスクを管理しております。
- 市場リスクに関する規則において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された事業計画に関する方針に基づき、ALM役員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースでALM役員会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当組合は、為替の変動リスクに関する金融商品は取り扱っておりません。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 当組合は、株価、株価指数等が変動する金融商品は取り扱っておりません。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
- 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」のうち債券、「貸出金」「預金積金」「借入金」であります。
- 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年金融庁告示第17号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分析し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当組合は、日々の業務を通して、適時に全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
19. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等に評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	42,828	42,716	△112
(2) 有価証券			
満期保有目的の債権	3,497	3,265	△232
その他有価証券	7,818	7,818	—
(3) 貸出金(※1)	125,377		
貸倒引当金(※2)	△3,321		
	122,055	122,002	△53
金融資産計	176,198	175,801	△397
(1) 預金積金	154,159	153,333	△826
(2) 借入金	18,000	18,000	—
金融負債計	172,159	171,333	△826

(※1) 貸出金は、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法 (算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については20～24に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額、以下、「貸出金計上額」という）。

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価格）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—
関連法人等株式	—
非上場株式(※1)	68
組合出資金(※2)	1,209
合 計	1,278

(※1) 子会社・子会社等株式、関連法人等株式、非上場株式及び組合出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24 -16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

20. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他（外国証券）」が含まれております。

以下24まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他(外国証券)	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	300	276	△23
	社債	2,897	2,701	△195
	その他(外国証券)	300	286	△13
	小計	3,497	3,265	△232
合 計		3,497	3,265	△232

(2) 満期保有目的の債券

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借 対照表計上額を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他(外国証券)	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借 対照表計上額を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	7,720	9,089	△1,369
	国債	2,838	3,995	△1,157
	地方債	372	400	△27
	社債	4,509	4,693	△184
	その他(外国証券)	98	100	△1
	小計	7,818	9,189	△1,371
合 計		7,818	9,189	△1,371

(4) その他有価証券

(注1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落した債券はありません。

21. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

22. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

23. 保有目的を変更した有価証券はありません。

24. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年を超え 5年以内 (百万円)	5年を超え 10年以内 (百万円)	10年を超え (百万円)
債券	1,393	3,659	3,424	2,838
国債	—	—	—	2,838
地方債	—	191	480	—
社債	1,393	3,169	2,843	—
その他(外国証券)	—	298	100	—
合 計	1,393	3,659	3,424	2,838

25. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、遊休資産として呉市（旧呉支店）を保有しており、その他の有形固定資産に計上しております。

26. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時 価
42百万円	42百万円

(注) 賃貸等不動産に対応する資産減損引当金を控除しております。

27. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 843百万円

危険債権額 2, 872百万円

三月以上延滞債権額 87百万円

貸出条件緩和債権額 3, 268百万円

合計額 7, 072百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

28. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は44百万円であります。

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、992百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが992百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 有形固定資産の減価償却累計額 1,902 百万円

31. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 151 百万円

32. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	827 百万円
退職給付引当金	91
賞与引当金	29
減価償却限度超過額	5
役員退職慰労引当金	44
その他	23
繰延税金資産小計	1,021
将来減産一時差異等の合計に係る評価性引当額	△827
その他	△19
評価性引当額小計	△847
繰延税金資産合計	174
繰延税金負債	△389
その他有価証券評価差額金	△389
繰延税金負債合計	△389
繰延税金資産の純額	564 百万円

34. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 15,200 百万円

国債 2,838 百万円

地方債 581 百万円

担保資産に対応する債務 借入金 18,000 百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び収納代理等のために保証金として、預け金3,655 百万円を担保として提供しております。

35. 出資1口当たりの純資産額は1,514 円11 銭です。

【損益計算書の注記事項】

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 60円21銭

主な経営指標等について

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	3,156	3,175	3,219	3,204	3,532
経常利益	332	377	339	507	525
当期純利益	186	194	174	357	387
預金積金残高	158,380	161,008	161,444	161,582	154,159
貸出金残高	117,717	117,190	118,030	121,074	125,377
有価証券残高	9,564	11,831	11,965	12,249	11,884
総資産額	205,168	207,777	208,209	203,523	183,928
純資産額	9,998	10,152	10,102	9,848	9,731
自己資本比率(単体)	8.01%	8.25%	8.45%	9.06%	9.19%
出資総額	6,568	6,784	6,778	6,571	6,427
出資総口数(口)	6,568,284	6,784,467	6,778,054	6,571,605	6,427,083
出資に対する配当金	98	100	102	101	131
職員数(人)	145	139	139	144	141

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

役務取引等収支の状況

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
役務取引等収益	120	148
受入為替手数料	18	18
その他の受入手数料	102	130
その他の役務収益	0	0
役務取引等費用	85	77
支払為替手数料	9	9
その他の支払手数料	39	28
その他の役務費用	36	39
役務取引等利益	35	71

その他業務収支の状況

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
その他業務収益	14	18
国債等債券償還益	—	—
国債等債券売却益	—	—
その他の業務収益	14	18
その他業務費用	0	0
国債等債券償還損	—	—
国債等債券売却損	—	—
その他の業務費用	0	0
その他業務利益	14	18

総資産利益率、総資産当期純利益率

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.24	0.26
総資産当期純利益率	0.17	0.19

(注)総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
資金運用利回(A)	1.50	1.74
資金調達原価率(B)	1.08	1.28
総資金利鞘(A-B)	0.42	0.46

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

	年度	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%)	
資金運用勘定	令和7年度	191,960	3,357	1.74	
	令和6年度	203,807	3,067	1.50	
	うち貸出金	令和7年度	122,914	2,947	2.39
		令和6年度	118,748	2,828	2.38
	うち預け金	令和7年度	55,041	290	0.52
		令和6年度	71,602	133	0.18
	うち有価証券	令和7年度	13,295	103	0.77
		令和6年度	12,746	89	0.70
資金調達勘定	令和7年度	182,142	595	0.32	
	令和6年度	193,863	477	0.24	
	うち預金積金	令和7年度	155,791	592	0.38
		令和6年度	161,082	473	0.29
	うち借入金	令和7年度	26,264	1	0.00
		令和6年度	32,695	2	0.00

(注)資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高

(令和6年度372百万円、令和7年度262百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

業務粗利益及び業務純益等

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
資金運用収益	3,067	3,357
資金調達費用	477	595
資金運用収支	2,589	2,762
役務取引等収益	120	148
役務取引等費用	85	77
役務取引等収支	35	71
その他業務収益	14	18
その他業務費用	0	0
その他業務収支	14	18
業務粗利益	2,639	2,852
業務粗利益率(%)	1.29	1.48
業務純益	818	959
実質業務純益	1,004	1,110
コア業務純益	1,004	1,110
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	1,004	1,110

(注)1.業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

2.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

3.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

4.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

受取利息、支払利息の増減 (単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
受取利息の増減	65	290
支払利息の増減	5	117

預貸率・預証率 (単位:%)

		令和6年度	令和7年度
預貸率	期 末	74.93	81.33
	期中平均	73.71	78.89
預証率	期 末	7.58	7.70
	期中平均	7.91	8.53

預金業務

預金種目別平均残高 (単位:百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	27,033	16.78	27,044	17.35
定期性預金	133,961	83.16	128,664	82.58
(うち定期積金)	(3,629)	(2.25)	(3,570)	(2.29)
期譲渡性預金中平均	—	—	—	—
その他の預金	86	0.05	81	0.05
合 計	161,082	100.00	155,791	100.00

財形貯蓄残高 (単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
財形貯蓄残高	—	—

融資業務

貸出金種類別平均残高 (単位:百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	84	0.07	50	0.04
手形貸付	13,568	11.42	15,589	12.68
証書貸付	104,992	88.41	107,176	87.19
当座貸越	103	0.08	98	0.07
合 計	118,748	100.00	122,914	100.00

貸出金使途別残高 (単位:百万円、%)

	令和6年度末		令和7年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	40,773	33.67	42,544	33.93
設備資金	80,301	66.32	82,832	66.06
合 計	121,074	100.00	125,377	100.00

代理貸付及び受託業務取扱残高の内訳 (単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
全国信用協同組合連合会	5	4
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	0	0
独立行政法人住宅金融支援機	44	33
独立行政法人福祉医療機構	3	—
そ の 他	—	—
合 計	54	37

1 店舗当りの預金・貸出金残高 (単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
1店舗当りの預金残高	14,689	14,014
1店舗当りの貸出金残高	11,006	11,397
店 舗 数 (店)	11	11

常勤役職員一人当りの預金・貸出金残高 (単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
1人当りの預金残高	1,063	1,034
1人当りの貸出金残高	796	841
常勤役職員数(人)	152	149

預金者別預金残高 (単位:百万円、%)

	令和6年度末		令和7年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個 人	140,812	87.14	133,363	86.51
法 人	20,770	12.85	20,795	13.48
一 般 法 人	20,690	12.80	20,708	13.43
金 融 機 関	60	0.03	67	0.04
公 金	20	0.01	20	0.01
合 計	161,582	100.00	154,159	100.00

定期預金種類別残高 (単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
固定金利定期預金	129,652	122,884
変動金利定期預金	0	0
その他の定期預金	—	—
合 計	129,652	122,884

貸出金業種別残高・構成比 (単位:百万円、%)

	令和6年度末		令和7年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製 造 業	857	0.6	574	0.4
農 業、林 業	6	0.0	1	0.0
漁 業	15	0.0	23	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	5,788	4.7	6,612	5.2
電気、ガス、熱供給、水道業	5,447	4.4	5,165	4.1
情 報 通 信 業	111	0.0	112	0.0
運 輸 業、郵 便 業	120	0.0	169	0.1
卸 売 業、小 売 業	5,849	4.8	5,941	4.7
金 融 業、保 険 業	3,943	3.2	3,890	3.1
不 動 産 業	62,281	51.4	62,164	49.5
物 品 賃 貸 業	111	0.0	31	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	665	0.5	761	0.5
宿 泊 業	15,587	12.8	15,702	12.5
飲 食 業	1,505	1.2	1,552	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	9,499	7.8	10,025	7.9
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—
医 療、福 祉	309	0.2	437	0.3
そ の 他 サ ー ビ ス	1,993	1.6	2,900	2.3
そ の 他 の 産 業	—	—	19	0.0
小 計	114,094	94.2	116,086	92.5
国・地方公共団体等	1,353	1.1	3,097	2.4
個人(住宅・消費・納税資金等)	5,627	4.6	6,194	4.9
合 計	121,074	100.00	125,377	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金利区分別残高

(単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
固定金利貸出	46,162	49,527
変動金利貸出	74,912	75,850
合 計	121,074	125,377

担保種類別貸出金残高

(単位:百万円、%)

	令和6年度末		令和7年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	1,052	0.86	777	0.61
有価証券	—	—	—	—
不動産	326	0.26	295	0.23
不動産	97,934	80.88	101,185	80.70
その他	—	—	—	—
小 計	99,313	82.02	102,258	81.56
信用保証協会・信用保険	3,876	3.20	3,536	2.82
保証	4,457	3.68	5,484	4.37
信用	13,427	11.09	14,098	11.24
合 計	121,074	100.00	125,377	100.00

個人ローン残高

(単位:百万円、%)

	令和6年度末		令和7年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
住宅ローン	3,205	72.62	3,196	67.20
その他のローン	1,208	27.37	1,560	32.79
合 計	4,413	100.00	4,757	100.00

担保種類別債務保証見返額

(単位:百万円、%)

	令和6年度末		令和7年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	54	41.32	—	—
不動産	5	4.37	4	5.39
その他	—	—	—	—
小 計	59	45.70	4	5.39
信用保証協会・信用保険	0	0.07	0	0.06
保証	—	—	—	—
信用	70	54.22	76	94.53
合 計	130	100.00	80	100.00

有価証券の状況

有価証券種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の 定めのないもの	合計
国 債	令和6年度末	—	—	—	—	—	3,172	—	3,172
	令和7年度末	—	—	—	—	—	2,838	—	2,838
地 方 債	令和6年度末	—	—	192	—	387	—	—	580
	令和7年度末	—	191	—	180	300	—	—	672
社 債	令和6年度末	498	2,068	1,749	1,433	1,579	—	—	7,329
	令和7年度末	1,393	1,371	1,797	1,043	1,800	—	—	7,406
株 式	令和6年度末	—	—	—	—	—	—	68	68
	令和7年度末	—	—	—	—	—	—	68	68
その他の証券	令和6年度末	199	98	100	100	100	—	500	1,097
	令和7年度末	—	198	100	—	100	—	500	898
合 計	令和6年度末	697	2,166	2,042	1,533	2,067	3,172	568	12,249
	令和7年度末	1,393	1,761	1,897	1,224	2,200	2,838	568	11,884

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	令和6年度末			令和7年度末		
		貸借対照表計上額	取得時価	差額	貸借対照表計上額	取得時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	200	195	△4	300	276	△23
	社 債	2,297	2,220	△76	2,897	2,701	△195
	その他	300	294	△5	300	286	△13
	小 計	2,797	2,710	△87	3,497	3,265	△232
合 計	計	2,797	2,710	△87	3,497	3,265	△232

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和6年度末			令和7年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	小 計	—	—	—	—	—	—
	株式	—	—	—	—	—	—
	債 券	8,585	9,588	△1,003	7,720	9,089	△1,369
	国 債	3,172	3,995	△823	2,838	3,995	△1,157
	地 方 債	380	400	△19	372	400	△27
	社 債	5,032	5,192	△160	4,509	4,693	△184
合 計	その他	297	300	△2	98	100	△1
	小 計	8,883	9,888	△1,005	7,818	9,189	△1,371
合 計	計	8,883	9,888	△1,005	7,818	9,189	△1,371

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券です。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

有価証券の評価

(単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
取得価格	13,254	13,256
時価	12,161	11,652
評価損益	△1,092	△1,603

(注)1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.金銭の信託及びデリバティブ等商品の取扱いはありません。

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

	令和6年度末		令和7年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	3,993	31.32	3,992	30.02
地方債	430	3.37	668	5.02
社債	7,043	55.25	7,554	56.82
株式	68	0.53	68	0.51
その他の証券	1,211	9.50	1,010	7.60
合計	12,746	100.00	13,295	100.00

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	68	68
組合出資金	1,209	1,209
合計	1,278	1,278

為替業務

内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	66,623	117,347	68,429	119,094
	他の金融機関から	49,470	109,706	52,088	104,288
代金取立	他の金融機関向け	359	470	509	526
	他の金融機関から	1,847	2,626	1,693	2,833

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分	年度	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	1,535	530	1,004	1,535	100.00	100.00
	令和7年度	844	405	438	844	100.00	100.00
危険債権	令和6年度	2,427	1,022	1,405	2,427	100.00	100.00
	令和7年度	2,873	1,109	1,763	2,873	100.00	100.00
要管理債権	令和6年度	3,324	694	536	1,230	37.00	20.37
	令和7年度	3,356	779	622	1,401	41.74	24.14
	三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—	—
		令和7年度	88	70	71	80.94	4.61
	貸出条件緩和債権	令和6年度	3,324	694	536	1,230	37.00
		令和7年度	3,269	709	621	1,330	40.69
小計	令和6年度	7,286	2,247	2,945	5,192	71.26	58.44
	令和7年度	7,073	2,294	2,824	5,117	72.36	59.09
正常債権	令和6年度	113,994					
	令和7年度	118,474					
合計	令和6年度	121,279					
	令和7年度	125,547					
不良債権比率	令和6年度	6.00%					
	令和7年度	5.63%					

※記載金額は単位未満を四捨五入して表示しています。

- (注) 1.「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められた額の合計額です。
8.「貸倒引当金」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権とは、貸借対照表の「貸出金」「その他資産」中の未収利息及び仮払金、債務保証見返の各勘定に計上されるものです。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

自己資本の充実の状況等について

自己資本比率規制第3の柱(市場規律)として、単体における事業年度に係る開示事項について開示しております。

定性的な開示事項

01. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されております。令和7年度末の自己資本額のうち、当組合が積み立てているもの以外のものは、地域のお客さまによる出資金にて調達しております。

02. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合の自己資本の充実度に関しては、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策とし、また継続的な出資金の募集を考えております。

03. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

1 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

当組合では、信用リスクを管理すべき最重要なリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。当組合での信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散、更に与信ポートフォリオ管理として、業種別、与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。また、融資決裁権限に従い、営業店審査後、本部における営業推進部門から独立した貸出審査部門において、客観的な総合審査、並びに貸出後のフォローアップを行い、更に案件に応じて常勤理事で構成される常勤役員会においても合議するなど、厳正な審査体制を構築しております。現在当組合では、信用リスクの計量化に向けた「信用格付システム」を導入し、格付と自己査定結果の整合性を図りながら、内部格付手法の確立を目指しております。信用リスクである貸倒引当金は、「自己査定基準書」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

2 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

○株式会社格付投資情報センター(R&I) ○株式会社日本格付研究所(JCR)

○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) ○スタンダードアンド・プアーズ・レーディング・サービス(S&P)

04. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合での信用リスク削減手法は、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。当組合が扱う主要な担保は、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める事務手続きにより、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当組合が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信頼度を持つ公的な保証、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付による信用度を判定する格付基準等があります。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲内において、預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める事務手続き等により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

05. オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスク等を含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関する方針等を定め、リスクを認識し、評価しております。リスクの計測に関しましては、標準的手法を適用しております。また、これらリスクに関しましては、統括部署におきまして、協議・検討し、必要に応じて経営陣(理事会、常勤役員会)に報告する態勢を整備しております。

06. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、非上場株式、子会社・関連会社、上部団体等出資金が該当します。非上場株式、子会社・関連会社、上部団体等出資金に関しても「余裕資金運用規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基に評価し、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、常勤役員会へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、「金融商品会計に関する実務指針」などに従った、適正な処理を行っております。

07. 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク等の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、定期的に計測を行い、「ALM委員会」で協議・検討をするとともに、必要に応じて経営陣(理事会、常勤役員会)へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

単体における事業年度の開示事項

Ⅰ. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	10,196	10,310
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,571	6,427
うち、利益剰余金の額	3,726	4,015
うち、外部流出予定額(△)	101	131
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	968	1,120
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	968	1,120
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,164	11,431
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	12	12
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12	12
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	12	12
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	11,152	11,418
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	117,792	119,102
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,172	5,138
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	122,964	124,240
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.06%	9.19%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況等について

II. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計		117,792	4,711	119,102	4,764
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		117,792	4,711	119,102	4,764
(i) ソブリン向け		335	13	304	12
(ii) 金融機関向け		8,835	353	6,376	255
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	130	5	70	2
(iii) カバード・ボンド向け		—	—	—	—
(iv) 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)		56,177	2,247	56,921	2,276
	特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け		3,665	146	4,692	187
	トランザクター向け	24	0	20	0
(vi) 不動産関連向け		42,130	1,685	43,413	1,736
	自己居住用不動産等向け	1,496	59	1,490	59
	賃貸用不動産向け	125	5	107	4
	事業用不動産関連向け	40,508	1,620	41,815	1,672
	その他不動産関連向け	—	—	—	—
	ADC向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—
(viii) 延滞等向け		1,280	51	1,414	56
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		79	3	81	3
(x) 株式等		569	22	739	29
(xi) 重要な出資のエクスポージャー		—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー		—	—	—	—
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー		709	28	709	28
(xiv) その他		4,008	160	4,448	177
②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—	—
	ルック・スルー方式	—	—	—	—
	マンドート方式	—	—	—	—
	蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
	蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
	フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引		—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)		—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		5,172	206	5,138	205
	BI	3,448		3,425	
	BIC	413		411	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)		122,964	4,918	124,240	4,969

- (注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
- 2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- 3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
- 4.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 5.「その他」とは、上記(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。 具体的には、「その他資産」、「有形固定資産」、「繰延税金資産」等が含まれます。
- 6.当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
- 7.当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
- 8.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エク スポージャー	
				貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券					
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度		令和7年度		令和6年度	令和7年度
地 域 別 区 分		国 内	国 内	国 内	国 内	国 内	国 外	国 内	国 外	国 内	国 内
製 造 業		2,780	2,308	879	607	1,896	—	1,696	—	331	5
農 業 、 林 業		7	1	7	1	—	—	—	—	—	—
漁 業		44	52	44	52	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業		6,286	7,138	5,982	6,835	299	—	299	—	197	203
電気・ガス・熱供給・水道業		6,856	6,774	5,448	5,166	1,400	—	1,600	—	7	7
情報通信業		609	611	111	112	497	—	497	—	—	—
運輸業、郵便業		422	671	121	170	300	—	500	—	27	26
卸売業、小売業		6,310	6,402	5,905	5,997	400	—	400	—	55	429
金融業、保険業		74,401	34,741	3,960	3,895	2,397	300	2,197	100	—	—
不動産業		62,767	62,600	62,425	62,179	300	—	300	—	541	477
物品賃貸業		511	432	111	31	400	—	400	—	83	8
学術研究、専門・技術サービス業		716	921	715	819	—	—	100	—	0	4
宿泊業		15,596	15,713	15,587	15,702	—	—	—	—	—	—
飲食業		1,663	1,699	1,661	1,697	—	—	—	—	4	2
生活関連サービス業、娯楽業		9,546	10,079	9,544	10,077	—	—	—	—	2,100	2,070
教育、学習支援業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉		309	438	309	437	—	—	—	—	32	26
その他のサービス		2,232	3,134	2,130	3,031	100	—	100	—	86	98
その他の産業		—	19	—	19	—	—	—	—	—	—
国、地方公共団体等		6,251	8,102	1,353	3,097	4,595	300	4,695	300	—	—
個人		5,025	5,554	5,021	5,548	—	—	—	—	427	428
その他		5,683	6,104	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		208,022	173,502	121,321	125,480	12,585	600	12,787	400	3,897	3,788
1 年 以 下		165,822	129,552	98,615	100,651	500	200	1,400	—		
1 年 超 3 年 以 下		8,573	9,360	6,373	7,561	2,100	100	1,599	200		
3 年 超 5 年 以 下		5,342	6,038	3,242	4,038	1,999	100	1,899	100		
5 年 超 7 年 以 下		3,417	3,208	1,827	1,917	1,490	100	1,291	—		
7 年 超 10 年 以 下		5,846	7,222	3,747	5,022	1,999	100	2,100	100		
1 0 年 超		6,872	5,351	2,877	1,356	3,995	—	3,995	—		
期間の定めのないもの		12,147	12,767	4,639	4,934	500	—	500	—		
残 存 期 間 別 合 計		208,022	173,502	121,321	125,480	12,585	600	12,787	400		

- (注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
- 2.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが、困難なエクスポージャーです。
具体的には、「現金」、「その他資産」、「有形固定資産」、「繰延税金資産」等が含まれます。
- 4.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	782	968	—	782	968
	令和7年度	968	1,120	—	968	1,120
個別貸倒引当金	令和6年度	3,303	2,409	842	2,161	2,409
	令和7年度	2,409	2,201	538	1,870	2,201
合 計	令和6年度	3,786	3,378	842	2,944	3,378
	令和7年度	3,378	3,321	538	2,839	3,321

自己資本の充実の状況等について

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期 首 残 高		当 期 増 加 額		当 期 減 少 額				期 末 残 高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	288	325	325	—	40	325	248	0	325	—	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	201	136	136	119	129	26	72	109	136	119	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	36	14	14	335	24	1	12	12	14	335	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	420	422	422	284	7	108	413	313	422	284	—	—
物 品 賃 貸 業	83	83	83	8	—	74	83	8	83	8	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
生活関連サービス業、娯楽業	1,662	1,131	1,131	1,131	627	—	1,035	1,131	1,131	1,131	27	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	23	36	36	45	2	1	21	34	36	45	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国、地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	285	257	257	257	10	—	275	257	257	257	—	—
合 計	3,003	2,409	2,409	2,201	842	538	2,161	1,870	2,409	2,201	27	0

(注) 1.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF・信用リスク削減効果適用後						リスク・ウェイトの加重平均値(%)	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		信用リスク・アセットの額			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
現金	2,234	2,216	—	—	2,234	2,216	—	—	—	—	0%	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,997	3,997	—	—	3,997	3,997	—	—	—	—	0%	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	300	—	—	300	300	—	—	—	—	0%	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,954	3,494	—	—	1,954	3,494	—	—	—	—	0%	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	310	—	—	—	310	—	—	—	—	—	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	43,461	31,266	—	—	43,461	31,266	—	—	8,835	6,376	20%	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	501	300	—	—	501	300	—	—	130	70	26%	23%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	69,071	69,971	214	35	68,012	69,116	67	3	56,177	56,921	83%	82%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,741	6,038	1,000	957	4,663	5,953	98	93	3,665	4,692	77%	78%
トランザクター向け	—	—	552	552	—	—	53	51	24	20	45%	40%
不動産関連向け	42,516	43,704	—	—	42,466	43,655	—	—	42,130	43,413	99%	99%
自己居住用不動産等向け	3,030	3,015	—	—	3,028	3,013	—	—	1,496	1,490	49%	49%
賃貸用不動産向け	144	115	—	—	114	115	—	—	125	107	87%	93%
事業用不動産関連向け	39,341	40,572	—	—	39,293	40,526	—	—	40,508	41,815	103%	103%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,425	1,506	—	—	1,424	1,494	—	—	1,280	1,414	90%	95%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	79	81	—	—	79	81	—	—	79	81	100%	100%
取立未済手形	—	47	—	—	—	47	—	—	—	9	—	20%
信用保証協会等による保証付	3,356	3,045	—	—	3,352	3,040	—	—	335	304	10%	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	569	569	—	—	569	569	—	—	569	739	100%	130%
合計									113,074	113,953		

(注) 1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛引(%)のことです。

2.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)													
	令和6年度													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	合計							
現金	2,234	—	—	—	—	—	2,234							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,997	—	—	—	—	—	3,997							
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	—	—	—	—	—	300							
我が国の地方公共団体向け	1,954	—	—	—	—	—	1,954							
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—							
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	42,026	1,435	—	—	—	—	43,461							
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200	300	—	—	—	—	501							
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	1,603	—	5,202	—	53,453	7,819	68,079							
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—							
中堅中小企業等向け及び個人向け	36	53	17	4,117	—	537	4,762							
トランザクター向け	—	53	—	—	—	—	53							
不動産関連向け	20%	25%	30%	40%	50%	60%	70%	75%	90%	105%	110%	150%	合計	
自己居住用不動産等向け	372	140	634	255	259	21	6,736	3	5,955	101	26,440	1,544	42,466	
賃貸用不動産向け	—	—	21	—	—	21	—	—	—	101	—	—	144	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	5,352	—	5,955	—	26,440	1,544	39,293	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	588	—	—	533	—	302	—	—	—	1,424	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	79	—	—	—	—	—	79	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	3,352	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,352	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	569	—	569	

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)													
	令和7年度													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	合計							
現金	2,216	—	—	—	—	—	2,216							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,997	—	—	—	—	—	3,997							
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	—	—	—	—	—	300							
我が国の地方公共団体向け	3,494	—	—	—	—	—	3,494							
地方三公社向け	310	—	—	—	—	—	310							
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	30,029	1,237	—	—	—	—	31,266							
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200	100	—	—	—	—	300							
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	2,005	—	5,004	100	53,774	8,235	69,119							
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—							
中堅中小企業等向け及び個人向け	67	41	22	5,066	—	849	6,047							
トランザクター向け	9	41	—	—	—	—	51							
不動産関連向け	20%	25%	30%	40%	50%	60%	70%	75%	90%	105%	110%	150%	合計	
自己居住用不動産等向け	355	99	700	213	303	—	7,084	28	5,518	97	27,649	1,640	43,655	
賃貸用不動産向け	—	—	18	—	—	—	1,330	28	—	—	—	—	3,013	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	97	—	—	115	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	5,754	—	5,518	—	27,649	1,604	40,526	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	593	—	—	467	—	433	—	—	—	1,494	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	81	—	—	—	—	—	81	
取立未済手形	—	—	47	—	—	—	—	—	—	—	—	—	47	
信用保証協会等による保証付	3,040	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,040	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	569	—	569	

自己資本の充実の状況等について

ヘ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの加重平均値 (%)		資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度				
40%未満	58,095	47,878	—	348	—	10	58,087	47,902
40%～70%	13,085	13,220	552	470	10	10	13,135	13,264
75%	4,151	5,260	421	128	11	13	4,121	5,195
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	54,142	54,377	130	30	10	10	53,453	53,774
90%～100%	15,261	15,443	111	15	54	10	14,924	15,151
105%～130%	26,556	27,761	—	—	—	—	26,541	27,746
150%	1,846	2,037	—	—	—	—	1,846	2,037
250%	569	569	—	—	—	—	569	569
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	173,708	166,548	1,215	992	14	10	172,680	165,641

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことで。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法					
	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,203	1,010	54	120	—	—

(注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

・・・該当ありません

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

・・・該当ありません

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ、貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	1,278	—	1,278	—
合	1,278	—	1,278	—

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

ロ、出資等又は株式等エクスポージャーの

売却及び償却に伴う損益の額

・・・該当ありません

ハ、貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	△1,005	△1,371

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益のことで。

ニ、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

・・・該当ありません

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー

・・・該当ありません

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	679	546	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	384	339
3	ステイープ化	988	687		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	357	269		
7	最大値	988	687	384	339
		ホ		ヘ	
		前期末	当期末	前期末	当期末
8	自己資本の額	11,152		11,418	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、令和2年3月末からΔNIIを開示しております。
3. 開示公示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIに関する事項は以下のとおりです。

ΔEVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示公示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

ΔNIIとは、IRRBBのうち金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測され、開示公示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 0.87年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 2.50年
- ・流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いております。
- ・固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いております。
- ・IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。
- ・IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮しておりません。
- ・内部モデルは使用しておりません。

自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。

4. ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセンタイル値を用いて算出しております。

主要な事業の内容

預金のご案内

各商品の詳細については、営業窓口にて「商品概要説明書」を用意しております。窓口・渉外担当者にお気軽にご相談下さい。

商品の種類		対 象 先	商 品 内 容	お預入期間	お預入金額
総 合 口 座	普通預金	個 人 の み (ただし、未成年の方は定期預金のセットはできません。)	・1冊の通帳で、便利な普通預金と定期預金をセットしました。 ・お預け入れ頂いた定期預金の合計額の90%以内で最高200万円まで自動的にご融資がご利用いただけます。 ・商品内容は、普通預金・定期預金の商品内容をご確認願います。	出し入れ自由	1円以上
	定期預金				
普 通 預 金		法 人 ・ 個 人 (ただし、個人は総合口座通帳となります。)	・日常の出し入れをはじめ、給与振込・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払などにご利用いただけます。		
決 済 用 普 通 預 金 (無利息型普通預金)		法 人 ・ 個 人	・無利息の普通預金です。 ・預金保険法により残高は全額保護されます。 ・定期預金をセットすることで総合口座として利用できます。(個人のみ)		
貯 蓄 預 金		個 人 の み	・基準残高ごとに普通預金よりも有利な金利がつきます。 ・普通預金のような自動受取や自動支払にはご利用できません。		
納 税 準 備 預 金		法 人 ・ 個 人	・納税準備のための預金です。 ・お利息は無税ですからお得です。	ご入金とは自由 お引き出しは 納税時のみ	1円以上
当 座 預 金		法 人 ・ 個 人	・商取引の資金決済に便利な預金口座です。※手形・小切手の電子化推進に伴い、振出日は令和8年9月30日が最終となります。	出し入れ自由	1円以上
通 知 預 金		法 人 ・ 個 人	・まとまった資金の短期運用に大変便利です。 ・お引き出しの際は、2営業日前までにご連絡下さい。	7日以上	5,000円以上
定期預金	自由金利型定期預金 (大口定期預金)	法 人 ・ 個 人	・まとまった資金を運用いただける預金です。金利は金融情勢や市場金利などに応じて決定します。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上
	自由金利型定期預金 (M型)＜単利型＞ (スーパー定期預金＜単利型＞)	法 人 ・ 個 人	・自由金利のメリットを生かしたおトクな定期預金です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上 1,000万円未満
	自由金利型定期預金 (M型)＜複利型＞ (スーパー定期預金＜複利型＞)	個 人 の み	・自由金利のメリットを生かしたおトクな定期預金です。	3年以上 5年以内	1,000円以上 1,000万円未満
	変動金利型定期預金	法 人 ・ 個 人	・お預入日から6ヶ月ごとに、金利を見直しする預金です。 ・単利型、複利型(個人限定)があり必要に応じて選択できます。	3年	1,000円以上
	期日指定定期預金	個 人 の み	・お預入は最長3年で、1年を経過した後は、告知頂ければお引き出し自由です。	3年(据置期間1年)	1,000円以上 300万円未満
定 期 積 金		法 人 ・ 個 人	・目標の実現や、いざという時の備えに最適なプランです。安全確実に財産の基礎をつくるのが出来ます。	・定額式は6ヶ月以上7年以内 ・目標式は1年以上5年以内	1回あたり 1,000円以上 1,000万円未満

主要な事業の内容

融資のご案内

個人向けローン	内容と特色	ご融資金額	ご融資期間
カードローン	ご契約金額の範囲内であれば、何度でもご利用いただける便利なカードローンです。	10万円以上200万円以下 ただし、主婦・パート・アルバイトは30万円以下	契約期間 3年の自動更新 ただし、6 5歳超は更新されません。
フリーローン (ハッピークローバー)	お使い道はご自由です。 (ただし、事業資金は除きます)	10万円以上500万円以下	7年以内 (ただし、融資金額301万円以上は10年以内)
奨学ローン	受験費用・入学費用など学用資金にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以下 (1万円単位)	1 5年以内
マイカーローン	マイカー・オートバイの購入資金、修理費用・車検費用等にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以下 (1万円単位)	1 5年以内
リフォームローン	住宅のリフォーム関連資金にご利用いただけます。	10万円以上500万円以下 (1万円単位)	10年以内
カードローン (おまとめフリーローン)	お使い道はご自由です。	10万円以上200万円以下 (10万円単位)	原則 1 年の自動更新 ただし、満 7 1 歳超は更新されません。
フリーローン (おまとめフリーローン)	お使い道はご自由です。	10万円以上500万円以下 (10万円単位)	1 0 年以内、 又は返済回数120回以内
住宅ローン・ベスト100	団体信用生命に加入できる方で、ご新築・お借換・リフォーム・中古住宅ご購入にご利用いただけます。	5,000万円以内 (1万円単位)	(1)新築住宅は35年以内 (2)中古・リフォームは25年以内 (3)借換は物件取得後、(1)(2)の期間内、若しくは20年以内
住宅ローン・ベスト85	団体信用生命に加入できない方でも、ご新築・お借換・リフォーム・中古住宅ご購入にご利用いただけます。	新築・リフォーム3,000万円以内 借換えは2,000万円以内 (1万円単位)	(1)新築住宅は35年以内 (2)中古・リフォームは25年以内 (3)借換は物件取得後、(1)(2)の期間内、若しくは20年以内

事業向けローン	内容と特色
創業支援ローン	当組合の営業地域内で新たに事業を開始予定、または、事業開始後 1 年以内の法人および個人事業主の方のローンです。運転資金・設備資金等の事業資金にご利用いただけます。
太陽光事業ABL融資	太陽光設備に関するローンです。低圧～高圧発電事業迄ご利用いただけます。
一般融資	運転資金、設備資金など、用途ごとにご利用いただけます。
代理貸付融資	全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫の中からご利用いただけます。

その他のサービス

サービスの種類	内容と特色
個人向けインターネットバンキング	ご自宅のパソコンやスマートフォンを利用して、ご契約口座の照会や振込・振込予約が可能となる個人向けサービスです。
法人向けインターネットバンキング	事業所のパソコンを利用して、ご契約口座の照会、振込、データ伝送と予約ができる法人向けサービスがご利用いただけます。
内国為替業務	全国の信用組合・信用金庫・銀行へ、正確・迅速にお振込・ご送金および代金取立をいたします。
キャッシュカードサービス	当組合のキャッシュカードで全国の金融機関およびゆうちょ銀行、セブン銀行等の A T M がご利用いただけます。 ※法人キャッシュカードの場合、一部取り扱いできない金融機関があります。
自動支払サービス	公共料金・税金・クレジット代金等について、自動的にご指定の当組合口座からお支払いいたします。
夜間金庫	お店の売上金などを安全・確実に預かりし、翌営業日にご指定の預金口座にご入金いたします。 営業時間外でのお預入れにご利用ください。(一部店舗ではお取り扱いしておりません。)
でんさいネット	手形・振込に代わる資金決済サービスです。全国銀行協会が設立したでんさいネット(株式会社全銀電子債権ネットワーク)において、でんさい(電子記録債権)による決済や譲渡等の各種取引がご利用いただけます。
代金回収サービス (HIT-LINE)	広島県内の加盟金融機関ネットワークを利用し、お客さまの売上・サービス代金などを預金口座振替により回収する便利なサービスがご利用いただけます。
定額自動送金	毎月所定日に一定金額を当組合・他行宛に振込することが可能となるサービスです。 家賃や駐車場料金のお支払い、ご家族への仕送り等を窓口や A T M へ出向くことなく、定期的に忘れずお振込みできます。
しんくみアプリ with CRECO	キャッシュカード発行済の普通預金をお持ちの個人のお客さま向けに、普通預金の残高・入出金明細や定期預金明細をご覧いただけるスマートフォンアプリを無料でご利用いただけます。
QR・バーコード決済サービス	決済事業者のアプリ等を利用して、サービス加盟店でキャッシュレス決済が可能となるサービスです。現在、コード決済サービスとして「Pay Pay」、「J-Coin Pay」、「Bank Pay」との口座連携サービスがご利用いただけます。
デビットカード サービス (J-Debit)	お買物等の代金支払いを、現金を使わず当組合のキャッシュカードにてお支払いいただけるサービスです。 ジェイデビット(J-Debit)マークのある加盟店でご利用いただけます。
こら送金	窓口や A T M へ出向くことなく、利用手数料なしで 1 0 万円以下の送金が可能となる決済サービスです。 スマートフォンアプリ「Bank Pay」をダウンロードしてご利用ください。

商品のご案内

年金受給者特別サービス

「年金定期預金」

特典 1. 定期預金の金利を優遇します

当組合で、公的年金の受給口座をお持ちの方は、店頭表示金利より有利な金利でのお預け入れができます。ただし、対象となる年金は公的年金(国民年金・厚生年金・各種共済年金等)です。

特典 2. ATM 手数料がかかりません (令和8年6月現在)

全国の連携ATMをご利用され発生した手数料(振込手数料を除く)を負担された場合、1ヶ月4回を限度にお客さまの口座へ返戻いたします。

特典 3. お誕生日にプレゼントを差し上げます

健康長寿の願いを込めて、毎年お誕生日に
すてきなプレゼントを差し上げます。



融資のご案内

創業支援ローン

創業・第二創業開始に伴う運転資金・設備資金に

ご利用いただける方

当組合の営業地域内で新たに事業を開始予定または事業開始
後1年以内の法人および個人事業主の方

- 当組合の組合員である方、または組合員となる資格を有する方
- その他、当組合所定の資格・要件を満たされる方

ご融資金額

運転資金 500 万円以内 / 設備資金 1,000 万円以内
 (運転・設備の合計 1,000 万円以内)

ご融資期間

運転資金 5年以内 / 設備資金 10年以内
 (据置期間6ヶ月以内含む) (据置期間6ヶ月以内含む)

ご融資利率・ご返済方法など

その他の融資条件の詳細につきましては、お近くの店舗へお問い合わせください。

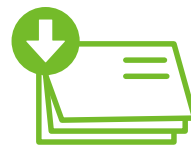


インターネットバンキングのご案内

個人のお客さま

振込・振替サービス

振込・振替、その予約がご利用いただけます。



すべてのお客さま

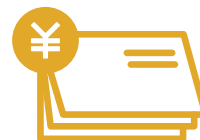
残高照会サービス

ご利用口座の残高が
ご確認いただけます。



入出金明細照会サービス

ご利用口座の
入出金明細が
ご確認いただけます。



法人または個人事業主のお客さま

振込サービス

振込・振替、その予約、取消、
振込照会がご利用いただけます。



振込入金明細 照会サービス

振込入金明細がご確認いただけます。



データ転送サービス

総合振込、給与・賞与振込が
ご利用いただけます。

※給与・賞与振込は、ご指定日の3営業日前
までにデータ転送が必要となります。



※ご利用の際は事前にご登録(お申込)が必要です。

■ ご利用いただける方

- 当組合の「普通預金（総合口座）」「当座預金」をお持ちの方
- インターネットに接続でき、電子メールアドレスをお持ちの方
- 当組合の組合員の方 ※お申込時にご加入いただけます。

以上の条件をすべて満たす方

お申込・詳しいご案内は当組合ホームページをご覧ください

広島商銀 HP QRコード
<https://www.shogin.com/>



手数料一覧表（消費税込み）

（令和8年6月末現在）

● 内国為替手数料				同一店内宛	本支店宛	他行宛
振込 手 数 料	窓 口	電 信 扱	3万円以上	330円	440円	660円
			3万円未満	110円	220円	495円
			個人組合員			
		定額自動送金（振込金額によらず同一）		無料	220円	440円
	A T M		3万円以上	無料		550円
			3万円未満			385円
			組 合 員			
	インターネット バン キング	個 人	3万円以上	無料		220円
			3万円未満			165円
		法 人・事 業 者 （振込・総合振込）	3万円以上			440円
3万円未満			275円			
法人・事業者（給与振込・賞与振込）		無料				

（*）広島商銀・広島市信用組合・広島県信用組合・両備信用組合・備後信用組合・朝銀西信用組合・笠岡信用組合の7組合です。

● ATM手数料（広島商銀のカードご利用）		広島商銀ATM	地域連携（*）	セブン銀行ATM	しんくみおねっとATM	その他連携先ATM
通常	お預け入れ	無料（☆）			110円	110円
	お引き出し				無料	
規定時間外 および休日	お預け入れ	—	無料	110円（※）	220円	220円
	お引き出し		110円（※）		220円（※）	

（☆）笠岡信用組合ATMをご利用の場合は110円となります。

（※）土曜日の9時～14時まで無料です。

● 代金取立等手数料（1件あたり）		同一店内宛	本支店宛	他行宛
代金取立	電子交換	無料	440円	440円
	個別取立※	—	—	1,100円

※電子交換所不参加金融機関への取立

● その他の取立関係手数料（1件あたり）	金額
振込・代金取立の組戻し	1,100円
不渡手形・小切手返却料	
取立手形・小切手店頭呈示料	

● インターネットバンキング月額利用手数料		金額
個人		無料
法人・事業者	データ転送なし	1,100円
	データ転送あり	2,530円

● 発行手数料	単位	金額
残高証明書・ 支払利息証明書	1通	550円 （組合員）440円
取引履歴	1ヶ月あたり	220円 （組合員）110円
	1年以上	1,100円+11円×枚数
融資証明書	1億円以上	11,000円
	1億円未満	5,500円
債務保証書	1通	1,100円
自己宛小切手	1枚	550円
当座小切手手帳	1冊	1,320円
約束手形帳	1冊	1,650円
● 再発行手数料	単位	金額
通帳・証書・証券・カード	1冊（枚）	1,100円

● でんさい関連手数料	金額
でんさい月間利用者手数料	無料
でんさい承諾・否認登録手数料	
でんさい記録手数料(発生、譲渡、変更等)	660円

※でんさいIB、でんさいライトを除く

● その他手数料		金額
自動振替サービス	3万円以上	330円
	3万円未満	110円
	組合員	
夜間金庫	1ヶ月	3,300円
個人情報開示	基本的項目	1,100円
	その他項目	1,650円

● 両替事務手数料				
1～100枚	101～300枚	301～500枚	501～1000枚	1001枚～
無料	110円	220円	330円	1000枚毎に330円加算+端数は左記金額を加算する

※枚数は、申込または受取枚数のうち、いずれが多い枚数とする。※汚損紙幣・硬貨、および記念硬貨の両替は無料です。

● 融資関連手数料			
不動産担保事務	新規設定1件につき	設定額1億円以上	66,000円
		設定額1千万円以上1億円未満	44,000円
		設定額1千万円未満	22,000円
		非事業性	22,000円
	変更1件（回）につき	追加担保設定（住宅ローンを除く）	22,000円
		極度額変更	11,000円
		担保物件の一部解除	11,000円
		担保物件の順位変動	11,000円
融資条件変更	約定日・融資期間・弁済方法等	事業資金	5,500円
		非事業資金	3,300円
期限前償還	事業資金	お借入後3年以内	繰上返済元金額×1.0%
		お借入後3年超5年以内	繰上返済元金額×0.8%
		お借入後5年超10年以内	繰上返済元金額×0.5%
	非事業資金	全部繰上返済（7年以内）	3,300円
		一部繰上返済（1回につき）	3,300円
収益物件関連融資	5千万円超	ご融資金額×0.5%+消費税（但し、330万円を上限とする）	
	5千万円以内	ご融資金額×0.8%+消費税（但し、55千円を下限とする）	

支店紹介

支店一覧



MAP はこちらから



本店営業部

〒730-0024

TEL (082)244-3151

広島市中区西平塚町4番12号

ATM 1台



MAP はこちらから



福山支店

〒720-0812

TEL (084)922-0600

福山市霞町1丁目2番5号

ATM 1台



MAP はこちらから



呉支店

〒737-0811

TEL (0823)21-2255

呉市西中央1丁目6番22号

ATM 1台



MAP はこちらから



海田支店

〒736-0046

TEL (082)823-4301

安芸郡海田町窪町5番1号

ATM 1台



現在、古市支店は、新築工事に向け、仮店舗へ移転中です。

MAP はこちらから



古市支店

〒731-0123

TEL (082)877-5111

広島市安佐南区古市3丁目5番10号

※ 令和8年6月8日より仮店舗にて営業

ATM 1台

仮店舗 731-0103 広島市安佐南区

緑井2丁目9番31号103

TEL(082) 877-5111



MAP はこちらから



西支店

〒733-0023

TEL (082)292-1315

広島市西区都町24番15号

ATM 1台



MAP はこちらから



五日市支店

〒731-5128

広島市佐伯区五日市中央
3丁目6番64号

TEL (082)923-4545

ATM 1台



MAP はこちらから



下関支店

〒751-0873

下関市秋根西町1丁目
7番10号

TEL (083)263-1200

ATM 1台



MAP はこちらから



徳山支店

〒745-0004

周南市毛利町3丁目15番1

TEL (0834)22-3336

ATM 1台



MAP はこちらから



山口支店

〒753-0821

山口市葵1丁目4番77号

TEL (083)932-1550

ATM 1台



MAP はこちらから



高知支店

〒780-0056

高知市北本町3丁目
10番48号

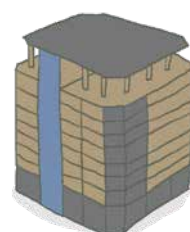
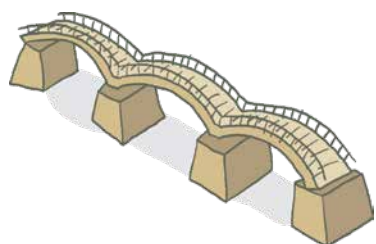
TEL (088)884-1111

ATM 1台



営業地区

地区一覧



■ ATM 利用時間帯のご案内

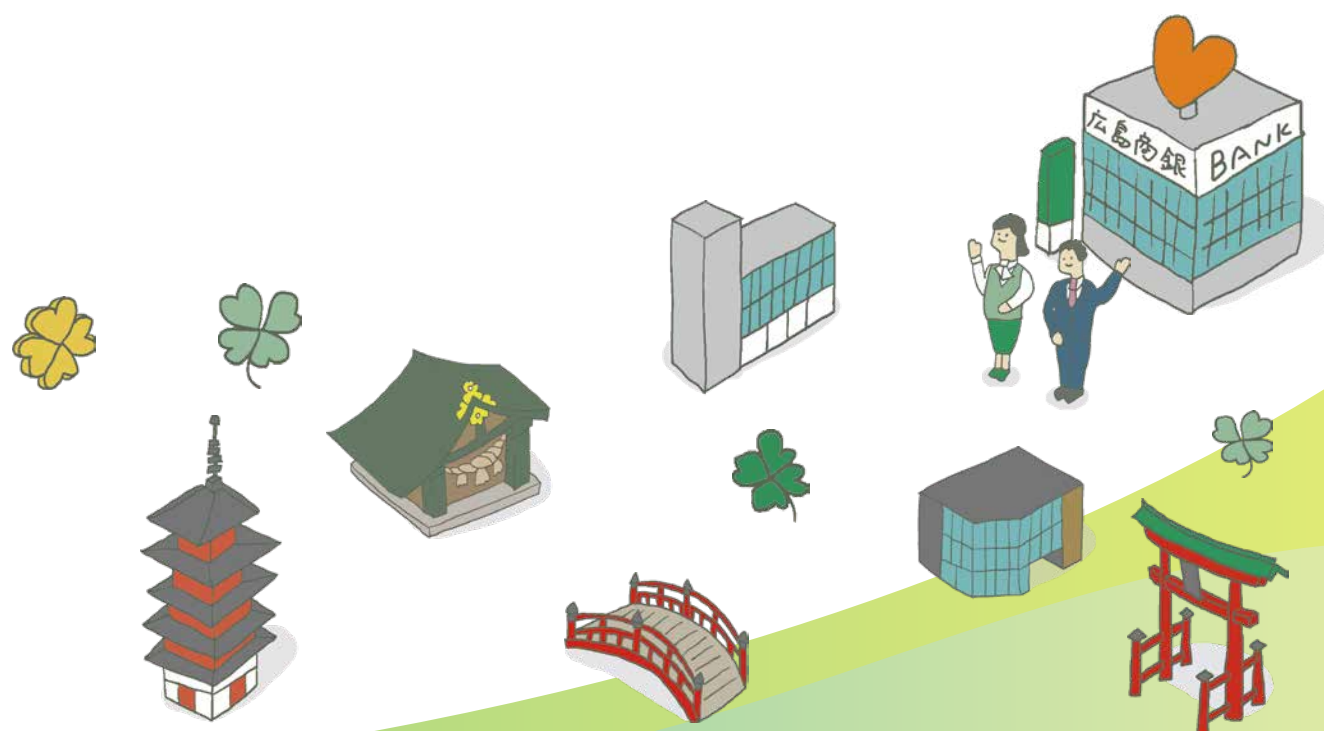
	平日	土・日・祝日
当 組 合	9:00~17:00	ご利用できません
銀行・信用金庫・信用組合等の提携先	8:00~21:00	
セブン銀行・ゆうちょ銀行		
ビューアルッテ、コンビニ等の 連携先ATM		

注.ご利用の時間帯に
よっては手数料が
必要な場合があります。

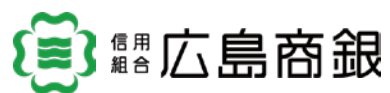
■ キャッシュカード・紛失・盗難連絡先

最寄りの営業店又はしんくみATMセンター

0120-289-280 へご連絡ください。



つながるココロ、つなげるミライ。



発行: 令和8年7月

編集: 信用組合 広島商銀 総合企画部

TEL:(082)244-3152 FAX:(082)246-4388

<https://www.shogin.com/>